

第七十二回
国会

参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第三号

昭和四十九年四月八日(月曜日)
午前十時五十四分開会

委員の異動

四月八日

辞任

熊谷太三郎君
小林 国司君
永野 鎮雄君

補欠選任

原 文兵衛君
竹内 藤男君
梶木 又三君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

橘 直治君

委員

志村 愛子君
西村 尚治君
松本 賢一君
多田 省吾君
岩間 正男君
植竹 春彦君
梶木 又三君
後藤 義隆君
竹内 藤男君
原 文兵衛君
宮崎 正雄君
横川 正市君
中尾 辰義君
村尾 重雄君
町村 金五君
土屋 佳昭君
伊藤 保君

国務大臣
自治大臣
政府委員
自治省行政局選
挙部長
事務局制
常任委員会専門
員

本日の会議に付した案件
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(橘直治君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。
町村大臣。

○国務大臣(町村金五君) ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。
この改正法案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準が、実情に即さないものになりましたので、今回これに所要の改正を加えようとするものであります。すなわち、最近における公務員の給与の改定、賃金及び物価の変動等にかんがみまして、執行経費の基準を改定し、もって国会議員の選挙等の執行に遺憾のないようにしたいと存するものであります。

次に、この法律案による改正の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。
第一は、最近における公務員の給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当、人夫賃及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。
第二は、最近における物価の変動に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲揚費等の積算単価である用紙代その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

以上が国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
○委員長(橘直治君) 次に補足説明を聴取いたします。土屋選挙部長。

○政府委員(土屋佳昭君) お手元に配布されております法律案の関係資料でございますが、この二つの青い紙の次に、今回お願いをいたしております国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきましての要綱を掲記いたしております。これによりまして若干補足的に御説明申し上げます。
今回改正をお願いしたいと考えております点は、要綱に掲げておりますように、大別して二つに分かれております。

第一点は、基準法は昭和四十六年に改正をお願いいたしました以来三年間据え置かれてまいったわけでございまして、その間における公務員の給与改定や賃金の変動等によりまして、選挙事務に従事いたしました地方公共団体の職員の超過勤務手当の単価、選挙の際の臨時雇用者の人夫賃、それから投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人等の費用弁償の額を実情に即するよう引き上げる必要が生じてまいったわけでございいたします。今回それらの単価を改定して、投票所経費、開票所経費その他の関係経費の基準額を改正することをお願い申し上げておるわけでございいたします。

申し上げますと、投票管理者、投票立会人の費用弁償、それから職員の超過勤務手当、人夫賃その他投票所の運営に要する経費を積算の内訳としていっております。それらの個別の経費の合計額を投票所経費としておるわけでございいたします。

そこで、まず超過勤務手当でございますが、お手元に別に資料をお配りしてございます二枚つづりの薄い資料が別途ございしますが、それをごらんいただきますと、都道府県分について申し上げますと、大都市のある都道府県の一時間当たり単価は、現行の三百三十四円六十八銭から四百六十八円六十二銭に引き上げるようにお願い申し上げております。同様に、その他の県の単価は、三百七円から四百六十八円八十三銭に引き上げるようにお願いいたしております。市区町村分については申し上げませんが、区につきましては三百二十二円九十二銭から四百六十三円四十一銭へ、市につきましては二百八十一円三十三銭から四百三十四円七銭へ、町村につきましては二百二十三円七十九銭から三百五十六円六十一銭に引き上げるようにお願いをいたしております。単純に平均いたしましたら約五〇%アップの単価改定になるわけでございいたします。

次に人夫賃でございますが、区につきましては一人当たり単価を現行の千四百四十円から千九百円に、市につきましては八百七十円から千四百五十円に、町村につきましては八百四十円から千三百四十円に引き上げるようお願いしております。平均しておおね六七%のアップでございます。

それから投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償につきましては単価改定をお願いいたしております。投票管理者及び開票管理者につきましては現行の二千五百円から三千四百円に、三六%のアップ、投票立会人、開票立会人につきましては現行の二千円から二千七百円に、三五%のアップをお願いいたしております。

第二点といたしまして、選挙公報の発行に要する経費、ポスター掲示場の設置に要する経費等につきましても、最近における物価の変動に伴い、その積算単価である用紙代その他の額を実情に即するように引き上げる必要が生じてまいりましたので、それらの単価を改定して選挙公報発行費、ポスター掲示場費その他の関係基準額の改正をすることをお願い申し上げておるわけでございます。

まず、選挙公報の積算単価である用紙代の一連当りの単価を、お手元のただいまの資料にございいますように千八百四十円から三千七百二十円に、ほぼ二倍に引き上げることをお願いいたしております。次に投票用紙代につきましては、一枚当たり単価現行二十銭を四十銭に、これも倍に引き上げるようにお願いいたしておるわけでございします。それからポスター掲示場費につきましては、候補者数九人未満の場合について申し上げますと、区につきましては現行の五千円から六千五百円に、市につきましては四千五百円から五千五百円に、町村につきましては三千五百円から四千五百円に引き上げるようお願いいたします。

以上おまな内容につきまして御説明申し上げますが、この法律は公布の日から施行させていただきますので、今度の参議院議員通常選挙には改正後の基準額を適用いたしたいと存じております。

地方公共団体に委託をする経費の総額といたしましては、これらの単価改定分を含めまして、お手元の資料のいまの二枚つづりの別の表でございしますが、その上のはうにございしますように、約百四億円をお願いいたしておるわけでございします。

以上、今回提案しております基準法の改正につきまして、資料の御説明を兼ねて若干補足を申し上げた次第でございます。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長(橋直治君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○松本實一君 法案の質疑に入る前に、めったに開かない委員会でございますので、この委員会のもう長い間の宿題みたいな問題について、一応大臣にお尋ねをしてみたいと思います。

これは、大臣のおわかりになるようにこういう質問をするのはまことに残念なことなんですけれども、大臣もよく御存じのことだと思っておりますが、例の政治資金規正法の問題、それから定数は正の問題というものがもうこの委員会の七、八年前からの、それよりもっと前からの問題なんですけれども、具体的に問題になったのがたぶん七年前だったと思っております。政治資金規正法の改正については第五次選挙制度改革審議会から、一般の選挙法の改正を全部おやりになるのめけつこうだけれども、とにかくさしあたって政治資金規正法の改正をやれ、こういう答申がはっきりと出た。それが、当時の佐藤首相あるいは当時の自治大臣等からいろいろ苦情もなされたでしょうけれども、結局やむやなことと今日までできてしまった。大臣のおわかりになるようにお尋ねをしておるのですけれども、なかなか前進しない、こういうことになるわけなんです。

大臣にとにかく一応お聞きしたいと思うのですけれども、一般の全体的な改正というものとあわせてやるんだというのがいつも当局の御答弁なんです、それが七年も八年もやられていないというのになつておるのですが、この政治資金規正法の改正というものの、あるいは常に問題になる定数は正の問題というものの、こういうものをやっぱり町村自治大臣も、佐藤首相がいとも言われたこととでいかれようとするのか、それとも、これはぜひ考えるべきであるというふうな感覚をお持ちになつておるのか。その点を簡単に御答えていただきたいと思います。

○国務大臣(町村金五君) この衆参両院議員の定数の問題、また政治資金規正法のあり方ということについては、今日まで衆参両院においてしばしば論議をせられたところでもございますし、また、今日

日までたびたびこれに関する法案というものが提案をされ、あるいは提案をされる準備といったようなこともずいぶんしばしば行なわれたということですが、松本委員もよく御承知のところでございますが、なかなかそういう改正が現実には容易に行なわれないというままで今日に至つておるということ、十分御承知のとおりでございます。

私も、一体この選挙区の定数というものが、現実には国勢調査によりまして、人口が都市に次第に集中をするという傾向がなおとまつていないというふうな現状から考えてみますと、人口と議員定数とのいわゆる不均衡というものが次第に激しくなりつつあるということは、これは選挙制度自体が何と申しまして国民の多数の意思というものが反映をされなければならぬというたてまえから考えてみましても、今日のような不均衡がこのままで私にはよろしいというふうには全く考えることはできません、考えております。したがって、これはやはり何とか改正をしなければならぬものだというふうに基本的には私も考えておるわけでございます。

しかし、私があらためて申し上げるまでもなく、さてこれをいよいよ改めるということになりますと、なかなか実はむずかしい問題がございます。私は、先般の田中首相が特に強く提案をしようと考えられましたいわゆる小選挙区比例代表制度といたしたような考え方というのは、今日の定数問題を考へてまいります場合には、一番多数の方の合意の得られる方法ではないかというふうに考へておるのでございしますけれども、これも御承知のような経緯もございまして、なかなか実現には至らないというふうなことで今日に至つてしまつておるのでございまして、やはり局部的に改正をすると思ひます。それはやつてやれないことではないと思ひます。やつてやれないこととは合理的なものとすることから考へてみますと、きわめてほど遠いものになつてしまわなければならぬかもしれない。それは、せっかくこうい

うむずかしい定数を改めるということとございしますならば、抜本的な、ほんとうに多数の国民の合意の得られるような合理的な定数改正を行なうべきものだ、かように私も常に考へておるところでございます。したがって、そうなりますと、なかなか実はいまの現状におきましては容易ならぬ困難がある。したがって、政府は常に、御承知のようにいままでも全体の改正と申しましようか、総定数の問題なり、あるいは現行選挙区制の問題、あるいはその他の選挙制度をどうするかといったようなものを全体ひっくるめて考へていくべきだと、したがって部分的な選挙区制の定数問題だけを切り離してやっていくということは必ずしも適当でないという実は考え方、すなわち従来から、いま御指摘になりました佐藤前首相が言われましたと私も大体同じような考え方をこの定数の問題についても持つておるわけでございます。

それからさらに政治資金規正法の事柄についてのお尋ねでございますが、選挙に金がかかるということは、私なども多少選挙を経験をいたしておりますが、少なくとも戦後七、八年後に初めて選挙に出た経験がございします。当時と今日とを比べてみますと、ことに実は格段の政治資金が多額にかかるようになってまいりました。少なくとも選挙に多額のお金がかかるということは、選挙の公正な執行が行なわれていくという上におきまして、これは好ましくないことだということに私なども考へておるのでございまして、何とか金のかからない選挙というものを実施することができないものであらうかと。選挙に金のかからないようにさせるというために、御承知のように公営制度というものがございします。聞くとところによりまして、先進諸国に比べてみましますと、日本は少なくとも公営制度というものは非常に進んでおると申しましようか、少なくとも公営制度の範囲というも

の非常に幅の広い国の一つ、一番広い国ではないかというふうに指摘をされておるのでございまして、そういう公営制度というものがかなり大幅に取り入れられておるにわかならず、現実には各候補者が選挙のためにばく大な選挙資金を必要とするというところが一体なぜ起こるのであるのか。やっぱりそういう根本の問題に深く検討を加え、これに思い切ったメスを入れるということではございませんと、なかなかこれは私は思うようにはまいらないものではないか。

したがって、現象的にあらわれております外部からの選挙資金等に対する寄付金等を制限をするという方法だけでは、この問題の基本的な解決というものはならないのではないかとございまして、私はそういう感じを持っておるわけではございます。したがって、政治資金の問題につきましても、これまた先ほどの定数問題と同様に、選挙制度全体に対する相当抜本的な改革というものを加えられるとして、その一環として私はこの問題についても根本的なメスを入れてまいりたいという必要があるのではないかと。

私もはいまのところ、定数問題あるいは資金規正の問題につきましてもお尋ねでございしますが、そういうことを今日私としては考えておるところでございします。

○松本賢一君 時間を少ししかちようだいしておりませんので、簡単に答えてください。

どの大臣もみな同じようなことをおっしゃるのですけれども、そうすると、具体的に御答弁を願いたいのですが、根本的にいまから研究するといったふうにとれるような御答弁だったのですけれども、もうこれはいままでの選挙制度審議会でも論議は尽くされてしまっている問題で、この上は政府で法案をつくってしまつて、そしてとにかく国会へ出してもらつたという手続を踏んでもらう段階にもうとつきの昔にきているわけなんです。ですから、これからまたどうこうというふうなことになる、それじゃ一体、また第八次選挙制度審議会といったようなものをつくつてやつてもらふ

んだと、そういう気分があまりなんですか。それとも早急に政府当局で検討をして成案を得たい、こういうお考えなんですか。簡単明瞭に御答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(町村金五君) 先ほどもお答えを申し上げましたが、確かに今日まで数度にわたります選挙制度審議会からいろいろ有力な御答申が出ておることを私も承知をいたしております。しかし、いま私が申し上げましたように、選挙制度全般に關しまして根本的な改革を加えるという場合に、従来までの答申だけで十分足りるかどうかというところになりますと、私はまだ相当に問題が残つておるのではないかと、いろいろな感じがいたしました。したがって、やっぱり全体的な改正をやるという場合には、さらに選挙制度審議会の御審議を仰ぐということも私はきわめて必要なことだと思つておるのではないかと、この感じがいたさぬわけではございません。

○松本賢一君 そうすると、近い将来にまた選挙制度審議会というものをつくらねばならぬと、そういうお考えをお持ちなわけですね。

○国務大臣(町村金五君) この点につきましても、私は自治大臣だけの見解でなく申し上げることはちよつといたしかねるわけでございますが、まだこういう問題につきましても、実は田中首相とも結構的なものが得られるまでの相談をいたしておるという段階ではございません。

○松本賢一君 議論をしておると時間ばかりかかりますのであれですが、田中総理はもう議論は尽くされておるというふうなふうに論じておられるように思ふのですけれども、その点多少いまの大臣のことは違ふのですが、その点についてはきょうはこれ以上触れないことにしまして、要望として、できるだけ早く成案を得るような道を考へてもらいたいということにとどめたいと思ひます。

次にお尋ねしたいのは、これは少しこまかい問題かも知れませんが、ちよつとある自治体で最近問題になつてから私も気がついたのですけれども、公職選挙法に選挙期日の公示とか告示とかいうものがあるわけですね。これは選挙部長からお答えをいただいてけつこうだと思ふのですが、三十一、三十二、三十三条に選挙期日の公示、告示というものが示されておつて、そうして八十六条に立候補の届け出というものが示されておる、それから百二十九条に選挙運動というものが書かれておるわけですね。読んでみると、私もいままでも長いことこの委員会におりながら不勉強だったわけですが、選挙期日の公示というものを示して、そしてその公示のあつた日から届け出ができる、それから届け出のあつた日から選挙運動ができる、こういうことが書いてあるわけなんです、そうすると、その選挙期日の公示というものが、何といひますか、これは選挙部長、公示はだれがやるのですか。選挙管理委員会がやるのですか、それとも当局がやるのですか。ちよつとそれを答えてください。

○政府委員(土屋佳昭君) 選挙によつていろいろ違ふわけですが、たとえば総選挙とか通常選挙ということになりますと、これは一つの天皇の国事行為にもなつておるわけでございます。それ以外のものは、それぞれの所管の選挙管理委員会が告示をいたすというふうなことになるわけでございます。

○松本賢一君 それでは、その選挙管理委員会というものと、地方の首長といひますか、知事とか市長とか村長とかいふものとは、これは事実上つうつうなんですね。そうすると、届け出は告示があつた日からできる、選挙運動は届け出のあつた日からできる、こういうことになる、告示というものが、かりに市長の選挙なら市長の選挙の十日前で、普通の一一般の市長の場合は十日前までに告示しなければならぬ、こういうことになつておるわけですね。そうすると、ある日にばかつと告示をして、その日から届け出ができる、選挙運動ができる、こういうことになると、ちよつとそこをゆとりがなさすぎるのです。

それで、これはある町ですが、私の郷里に近いところの町なんですけれども、町長の任期が五月一日に切れる。そうすると、それから三十日間の間に選挙をしなければならぬということになつておるわけですね。それで選挙を、四月七日に投票するということを三月三十一日に告示した。これはそうですね。ですけれども、三月三十一日にばつと告示をして、三月三十一日は土曜日だった。土曜日の午後にはもう役所は閉まることをやらないといふことになると、戸籍抄本も取ることができない。供託金もできない。こんなやうなことになつて、立候補する人があつたから選挙運動を始めることができないといふたようなことがあつたわけなんです。そうして、それが必ずしも違法ではないといふことなんです。そういうことをしてはいかぬといふことはこの法律のどこにも書いてないわけなんです。そうすると、これは自分の任期満了のときには、やはり自分の都合のいいときに選挙の告示をやりたいといふ、これは人情ですね、地方の首長にしてみれば。そうすると、その選挙管理委員会と話し合ひをして、そしていいいかにやつてもらいたいといふことは事実上はできるわけですよ。私だって市長の経験がありますから、選挙管理委員会と市長との間といふものはすこぶる親密な関係なんです。それから、そういうことは裏ではできないことはいはざるなんです。そうすると、ほかの立候補予定者に対して不意打ちを食はせるといふことはできることになるわけですね、このあたりでは。

ですから、そこは良識に訴へてやればいいと思ひます、またそれだけの良識は皆さん持つていられるはずだと思ひけれども、しかし、なるほどやつてみれば違法じゃないといふことになつて、そういう事実もあるといふことになれば、こゝで詳しく報告書を衆議院の森井忠良君が私に書いてくれたので、森井忠良君は実際に現場に行つて調査してきたものを書いてくれたので、時間がありませんから事務当局のほうにあつてあげますからよく研究してみたいと思ふのです。

ども、こういうことがあるとすれば、私はこれはこの法を、ただ選挙期日の告示というだけでなくて、立候補届け出の期日という、この日から立候補の届け出ができますよという期日もあわせて告示をする、そしてその何日前に告示をするというようにすることによって、今度起こったようなことは起こらないで済むのじゃないか、こう思うのですが、そういうような点について、私は法律屋でありませぬのでどういうふうに改正したらいいかということはおわかりせんけれども、とにかくそういうふうな考え方に立つて、法というものをもう一ぺん変えてみることを研究してみたらどうかと思うのですけれども、どうでしょう、その点は。

○政府委員(土屋佳昭君) いまいろいろと実例をお示しいただいたわけでございますが、選挙というこの重要な、しかも最も公正に執行しなければならぬものにつきましては、いろいろと候補者自身にとつてみれば、準備行為も前もって要るわけでございますし、ある程度早くから予想ができるという立場になければならぬ。しかもまた通常の場合は、公示あるいは告示をいたします場合は、いろいろ候補者を集めて説明会をするとか、いろいろ候補者の便宜等をはかっているのが実情でございます。いまのようなお話のところは私もあまりいままで聞いたことがないわけでございますが、告示の前になつて、ただばかると告示をやつてしまつた、これは通常考えられないことでございます。御承知のように公選法の六条におきましても「選挙に關し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならぬ」と、これは同時に候補者についても当然そうすべきこととございまいしょうし、法の改正とかどうかという以前に、それは当然常識として、前もってある程度の期間を置いて周知をすべき事柄だという気がいたすわけでございます。

ただ、選挙と申しましてもいろいろございまして、急に解散が起こつたという選挙もございまいしょうし、前もってどの程度早くそれができるか

どうかということ、これはいろいろケースによつても違ふかと思いますが、だだ、いまのようなことがあつてはなりませんので、この具体の事例そのものについては私もよくあとで実情を聞きまして、十分注意をし指導もいたしたいと思つております。

それ以外に、法的にどうするかというお尋ねでございますが、これはちよつとにわかに私もどうしたらいいかという案もここにございせん。当然それはおっしゃるようなことがあつてはならないという前提に立つておるものでございせんから、なおその点については検討させていただきたいと思つております。

○松本賢一君 これは私も何回か選挙を経験しまして、ちよつとおかしいのです、感じがね。というのは、選挙の告示というものは、選挙をやる人はいつから選挙を行なうんだということを告示してもらいたいのです。投票日だけ告示するわけなんです。しかも運動が始まる日に告示をするということだと、どうも感じがおかしいのです。だから告示というものはそれより何日前にしまして、そして選挙運動期間は二十日なら二十日、二十三日なら二十三日ということできめておけばいいわけなんです、そういうことをもう少しゆとりを持たせてやつたほうがいいのじゃないか。実際告示の日には、もう早くから順番をとらうと思つてやつていくわけですね。そんなようなことで、実際あれはちよつとあつただしすぎる。私はこの条文がそうなつてゐるのではないかと思うので、もう一ぺんこの法律を研究して、そしてもっとゆとりを持たせたものにするということを研究してみたいだけですが。

○政府委員(土屋佳昭君) ただいまお示しのとおり、現行法では、告示があつて、それから選挙運動ができるということになっております。告示あるいは公示によつていつ選挙を行なうということが示されるわけでございまして、その選挙運動期間というものは、御承知のようにいろいろ

ある変更もございました。最近ではだんだん縮める形になつておるわけでございます。

そこで、いまおっしゃいましたように、いつやるかというものの周知をさせる行為と、それから実際に選挙運動をやる行為というものを分けて考えてみたらどうかという御提案でございますが、従来からのいろいろないきさつもございまして、にわかに返答は申し上げられせんけれども、御趣旨の点はよく私も検討させていただきます。

○松本賢一君 ぜひひとつ検討すべきだと思うのです。われわれだつて新聞や何かで知るので、すういふことですから、やっぱりこれは何日前に告示というのか、正式な発表をやつて、それは常識的に、周知徹底せしめなければならぬという道徳的な条文が選挙法の中にはあるからいいじゃないかというところにもなりますけれども、こういうことはもう少しきつておいたほうがいいのじゃないかと私は思いますので、ぜひひとつ、いま御答弁なさつたように研究してみたいだけだと思います。

大臣もどうですか、その点どう御感觸をお持ちでしょうか。

○国務大臣(町村金五君) いま御指摘になりましたこと、私も確かにごもっともなお考えじゃないかという感じを持ちました。いままで告示即その日から選挙運動ということで、私もそれがあたりまえだといふふうにずっと思ひ込んでおりましたけれども、御指摘を伺つてみると確かにごもっともだと思ひます。ただ、御承知のとおり普通の選挙の場合には、多少選挙に関心を持つております者は、大体いつごろ告示になる、告示になればその日から選挙運動をできるが、その前にいろいろ準備をするというのが通常行なわれてゐることとございまして、その私はいままであまりこのために非常に困るといひましようか、支障

があるとは考えておりませんでしたけれども、個々にはいま御指摘のような問題もあるかと存じますので、選挙部長もそう申ししておりますので、ひとつ検討をさせることにいたしました。

○松本賢一君 それでは、ぜひそういうふうにお願ひします。

それから法案自体のことでございますが、もう時間ありませんので一言だけお聞きしておきたいと思ふのですけれども、これは非常に苦心して積み上げられた計算の結果、こういう数字が出てきたのだらうと思うのですけれども、大体、物が高くなつたり、またベースアップなんかも、これをつくられたときに計算をなさつたよりもっと大幅に上がつていくのじゃないかという気がするんです。ですから、この法律はこの法律としても、ひとつ地方自治体に迷惑のかからぬように、年度中であつても、これより大きな変化が起こつてくるようなときには何らかの手を打つというふうなことを考えていただいておるだらうと思ひますが、その点はいかがでございしょうか。

○政府委員(土屋佳昭君) これは国会議員の選挙に要する経費等でございますから、当然にその必要額というものは国が措置をしなければならぬというところはもう仰せのとおりでございます。そういう意味で、いまのようないろいろ物価等の変動の激しいときは、最初きめたときよりもまたさらに変わつてくるのじゃないかというふうな仰せもございまして、確かにそういう点もあるかと思ひます。しかし、この基準法で示しております額は、これは全体としてのまさに基準でございまして、總体的に総合的に実態において彼此流用しながらカバーしていくという性格のものでもございまして、また、今回でもかなりな調整費等もつておるわけでございまして、そういうこと等も含めて、たとえばベースアップ等が途中で起これば調整費でカバーするというふうなことも相なるわけでございます。そういう点を十分考えながら執行いたしまして、地方団体に迷惑のかからない

ように私もとしても努力をいたしたいと思っております。

○松本賢一君 大臣からもひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(町村金五君) 最近非常に物価が高騰をいたしておるというふうなことで、この法律案を作成をいたしたときは、大体私どもはこれでは足りるというふうな考へてこの法案の作成をいたしたわけですが、その後における状況が非常に実情に合わないというふうなことで、地方がたいへんこのために特別の出費をあえてしなければならぬというふうなことは、こういった選挙というものは申し上げるまでもなく全部国が負担をしなければならぬというたてまえのものでございまして、いま選挙部長もお答えを申し上げましたとおり、調整費その他等の用意もございまして、それによって何とか地方の方が特別に出費をしなければならぬということのないように、ひとつできるだけつとめてまいりたいというふうなことを考へております。

○多田省吾君 法案についての質問はあとに回しまして、参議院の通常選挙を前にいたしまして、選挙法の改正をいまうきされておるわけですが、今週一ぱいぐらゐに法案の提出をしないと間に合わないのじゃないかと思ひますけれども、いまうきをされておるものは、法定費用の増額の件、あるいは公報の新聞折り込み配布の件、それに在宅投票制度の復活の件、さらに、これは自民党サイドでおっしゃっておられるらしいのですけれども、投票時間延長と平日投票というふうな問題。大臣はこういった法改正についてどういうお考えで臨んでおられるか、まずお尋ねしておきたい。

○国務大臣(町村金五君) 実は、参議院の選挙もだいたい時期が切迫をいたしておりますし、先ほど松本議員から御指摘がございましたような基本的な改正というものは別といたしまして、当面どうしても処理をしなければならぬ、あるいは処理をする必要があると考へられておりますものを、いま自治省といたしましてはいろいろの問題

について検討をいたしておるわけでございます。

たとえば在宅投票制度というものを、いままでは全くそういった制度はないわけでございますけれども、ぜひこれを創設すべきではないかというふうな御意見もあり、私もできるだけの多数の方の選挙権の行使ができるようになるというのことは選挙法のたてまえ上当然のことからこの検討もいたしており、ある程度私どもとしては成案に近いものを得るに至つておるというところでございまして、なお最終的な問題はもう少し実は詰めたというふうに考へておるところでございます。

さらにまた、御指摘のございました投票時間の延長の問題につきましても、これは自民党サイドにおきましても、できるだけ選挙というものは多数の方に投票をしていただかなければならぬ、いわゆる投票率を上げるということは、やはりこれは議会制民主制度をますます強めてまいると申しましようか、そういった趣旨からはきかめて必要なことと考へておることは事実でございます。しかし、この問題につきましても過去におけるいろいろな例等もございまして、そういったものを検討を加えてみますと、たとえば投票日を平日にする、あるいはまた投票時間を若干延長するということのようなことが過去において行なわれた例がございまして、必ずしも投票率がそう期待したほど高くなつていないというふうな実例等もございまして、そういった点は、私も検討をいたしてございまして、やはり選挙率をそのことによつて上がるということになりましますならば、私もこれは決して無視のできない考へ方というところで、そういったことを含めていま最終段階の検討に入つておるというところでございまして。

○多田省吾君 法改正を考へておられるようでございましてけれども、今国会の期限はまあ四月二十

七日でございまして、そうしますと今週一ぱいぐらゐに法案を提出しないと間に合わないのじゃないかと思ひますが、それはどうお考えですか。

○国務大臣(町村金五君) その点は、時間的に制約があることは御指摘のとおりでございます。私もとしては、提案をいたすということになりましますならば、おのずからそういった時間的な制約を十分に検討をいたしておりますので、なるべく早く提案の運びに至らせるようにしたいと、こう考へております。

○多田省吾君 そのうきをされておる改正の内容について、いまお考へになつておることを一つ一つちよつとお尋ねしたい。

まず法定費用の増額ですが、参議院全国区の場合、現在八百五十万円ですが、倍の千七百万円以上にしたいというふうなお考へがあるようでございまして、その点、私は非常にこれは多過ぎるのじゃないかと、そのように思ひます。選挙に金がかかり過ぎるといわれておるときに、昭和四十四年に八百五十万円に改定されたわけですが、五年を待たずして倍以上にするということはちよつと多過ぎるのじゃないか。ですから参議院全国区、地方区、また衆議院の法定費用についてどの程度増額を考へておられるのか。

もう一つは、供託金はやはり参議院全国区、地方区、それから衆議院について増額を考へておられるのか。

○政府委員(土屋佳昭君) ただいまお尋ねがございましたが、公職選挙法の改正で考へておられますのは、一つはこの法律事項として規定されておることは、「選挙運動に従事する者に対し支給することのできる実費弁償」の額、それから「選挙運動のために使用する労働者に対し支給することのできる報酬及び実費弁償の額」、これが法律事項として掲げてあるわけでございます。その内容を見ますと、御承知のように宿泊費も二千元以内というふうなことでございまして、いわゆる人夫賃も千円以内といったようなことでございまして、全体として、いまあまり高くなるのはどうか

とおっしゃいましたが、最近の実態から見ても非常に低きに過ぎるのではなからうかという気を持つておるわけでございます。したがしまして、まず法律をいたしましてはその点を改正をいたしたい。したがしましては宿泊費あたりも倍に、それから人夫賃等も倍に、弁当料あたりも若干上げたいと、こういう考へを持っておるわけでございます。

そうなつてまいりますと、全体としてのこの選挙費用の総額がどうなるかということになつてくるわけでございます。これは御承知のように政令事項になつておるわけでございますけれども、一応法律を改正します場合には、その結果費用制限額にどう響くかということも頭に置いて検討いたしておるわけでございますが、いまのように非常に大きく費用に影響いたします部分が変動するといったようなこともございまして、それ以外の実際上の費用というものはさういふ高騰いたしておりまして、大体、私どもとしてまだ正確な数字はじいておりませんけれども、二倍程度のものになるのではないかと。したがしまして、いま参議院で申しますれば全国区が八百五十万円でございますが、千八百万円前後ぐらゐになるのじゃないかといったような感じを持っております。地方区についても、おのおの従来の場合の倍近くになるのじゃないかなというふうな程度でございまして、まだこまかい積算はこれからでございます。そういうことでいま検討いたしておるところでございます。

それから供託金の額につきましてもお尋ねがございましたが、御承知のように四十四年に公営の政見放送、テレビによる政見放送といったようなことも入りまして、引き上げをいたしたわけでございますが、今回は公営その他選挙制度の仕組みに触れる改正はないといったようなこともございまして、供託金自体については目下改定をするとは考へていないわけでございます。

○多田省吾君 それから投票時間延長と平日投票の問題でございますが、いま自治大臣は、投票率

能に近いのではないかと、いろいろな感じがいたして、おるのをごさいます。したがって、これについても十分可能性を確保できるということをごさいます。簡単な踏み切るわけにいかないということも、これまたあらためて申し上げるまでもございませぬ。

いずれにいたしましても、選挙権をできるだけ多数の方に行使させなければならぬというたてまえと、同時に、選挙というものはあくまでも公正が確保されなければならないという、この二つの要請をいかにして調和してまいるかというところにこの問題のたいへんむずかしいところがあるわけにございまして、いま御指摘もございましたように、われわれとしては、やはり前に起きましたような弊害というものを再度繰り返すということのないような確実な見通しの立ち得る制度に、今度実行するといはしますならばしなければならぬという立場で、いま最終の案を得たいと検討を急いでおるところでございます。

○多田省吾君 現在の状況で、肢体不自由の一、二級の障害者の方だけのようなお考えのようでございますが、それに視覚障害、聴覚障害、内部障害等の肢体以外の一、二級障害者の方も含めるお考えがあるのか、あるいは寝たきりでいる老人の方を含めるお考えがあるのか。

その場合、それぞれの全国の投票予定者の人員ですね、どの程度なのか、ちょっとお知らせ願いたいのです。

私どもの調査によりますと、昭和四十五年の十月の全国身体障害者実態調査、厚生省の社会局更正課の発表によりますと、肢体不自由の一、二級の障害者の方は十二万六千人いらっしゃいます。それから視覚障害、聴覚障害、内部障害まで含めると三十二万四千名いらっしゃいます。その他に、いわゆる寝たきり老人の方が大体四十五万人というように数も推定されるのでございまして、それぞれの数と、大体どの方々まで今度の法律改正では含めようとなるのか。いまの段階でけっこうです。お伺いしたい。

○政府委員(土屋佳昭君) 過去の昭和二十六年の統一地方選挙の際のいろいろな実情から考えまして、やはり公正の確保ということが非常にむずかしいわけにございまして、公正の確保ということも十分考えなければならぬわけにございまして、けれども、その際に範囲の問題、一体それに該当するということはどういうふう認定していくかという問題があるかと思うのでございまして。そういった点で考えてまいりますと、いわば分けてまいりますと、長期的歩行困難者と一時的な歩行困難者と考えられるわけにございまして、私どもとしては範囲については、やはり公正な基準によって認定をされる、一定の方法で公証されるものに限っていくということが非常に必要ではなからうかという気を持つておるわけにございまして。そういった意味で、長期的歩行困難者の中で、特に身体障害のために投票所にどうしても行けない、そういう方々を相手に考えてみたらどうであろうかというふうな考えで、いまのところ進んでおるわけにございまして。

そうして考えてまいりますと、いま御指摘がございましたが、身体障害者、私どもが厚生省で聞いたところでは約三十一万人ぐらいいらるということにございまして、そのうちでいわゆる下肢、体幹の一、二級といったようなところ、それから内臓疾患の一ないし三級、そういった方々は大体十万人程度というふう聞いておるわけにございまして。正確な数はつかんでおりませんが、そういうふう聞いております。

そのほかにいわゆる寝たきり老人が、厚生白書等によりますと三十五万三千というところでございますが、その中で、要するに歩行困難であるという方の数は正確にはつかんでおりません。サンプリング等で大体この程度かなという感じが持っておりますけれども、まだ正確にその中の歩行困難者というものはつかんでいないところでございます。ただ、もちろんこの寝たきり老人にいたしまして、内臓疾患等で身体障害者手帳等をもたえる、そういうたダブって考えられる方もあるわけにございまして、その方がどれくらいあるかというところ、これも不明でございますが、その約三十五万のうちの一割程度は身体障害者手帳をもたえるような資格の方ではないかというふうなことを聞いております。しかし、これも実際のところ正確な数字ではございません。

いま申し上げましたようなことでございまして、私どもとしては非常にその対象者の範囲はかたく考えていきたいと思っておるものでございまして、身障者十万人程度と、それに、いまもってない方でも身障者手帳をもらおうという方が幾らか出てくると思いますが、そういった方、あるいは戦傷病者で戦傷病者手帳を持って歩いて歩行困難な方、そういった方々を対象にいまのところ考えておるわけにございまして。

○多田省吾君 いま第一段階で考えておられる十数万の方をまず対象にしたいとおっしゃいますけれども、そうしますと結局、人口の中で〇・一％ですね、一億八百万の中で十数万ということですから。

衆議院では土屋部長は、巡回制度の在宅投票の場合は、一日十五軒をちょっと回る程度というふうなことを世田谷区なんかを例に引いておっしゃっておりますが、世田谷区では、これは東京の区としては一番大きな区でございまして、これでも、たしか八百五十何名ぐらいいらると思いますが、大体二十日間回るわけですね。そうしますと、何人かやればこの程度なら巡回制度でできるのじゃないか。あるいは車なんか使用すれば一日五十軒ぐらいいは一人で回することも可能じゃないか。回って歩くだけで済むから。こういうことを考えられますけれども、どうですか、郵送方式がほんとうに絶対不正がないようにできるという御確信があれば別ですけれども、私は昭和二十六年までやった体験で、非常にこれは危険だ。今後、もう一回禁止されたら永久にその機会を失うのじゃないかというところをおそれますから申し上げるのですが、巡回方式はできませんか。

○政府委員(土屋佳昭君) 私ども制度を考えます場合は、全国的にいろいろなレアケースその他も含めて、その法律が全体としてカバーできるといったような確かなものでなければならぬという考えをまず持つておるわけにございまして。

そういった意味で、先ほどからお話のございました過去のいろいろな例に照らして、公正を確保するという方向で考えていけば、確かにたゞいま御指摘がございましたような巡回投票制度というものも一つの考え方であるうと、その点は認識をいたしておるわけにございまして。しかしながら、たとえば世田谷区の例でいまお話があったわけにございまして、私も話があったわけにございまして、たまたま世田谷区の実態に事務担当をしておる方々ともいろいろ話もして見たわけにございまして。世田谷区のように七十万以上の人口を持つておるところ、たとえば大田区あたりでもそうでございまして、ここでも身障者が約八百人をこえておるのじゃなからうかと思えますけれども、そういったところで考えます場合に、たとえば衆議院の場合、参議院の場合、いろいろございまして、区会議員の場合についてもこれはやらぬわけにはまいらない。

そうなつてまいりますと、たとえば十日間の運動期間があるわけにございまして、投票日あるいはその前日というものは、これはもちろんそういうことはなかなか手をさきにくい。それから告示日とその翌日の受付の間も、これはなかなか回れない。だんだんそういうことを考えてみますと、実際上あれこれと選挙事務の忙しい中で実際に巡回できるということになりますと、非常に回数も限られてくるであらう。そういったケースも考えなければならぬ。

そうなつてまいりますと、いまのような都会の中で、実際に車で回るといってしましても相当混雑もございまして、なかなか一日にたくさんこなすというわけにもまいらないということにございまして、かなりな人数を必要とするということになつてくるわけにございまして。しかも、なおかつ、そういう回ります場合は一応管理人と立会人といつ

たようなものも準備しなければならぬ。最低三人以上でなければいけないということになってまいりましょう、そうなるまいと、そういうことに従事する方はある程度専門的な知識がなければならぬかやりにくい、実際に仕事をこなしていくということになってくるのじゃないかろうかと思っておるわけでございます。

たとえばいまの世田谷区について申しますと、私はこれも気がなつて聞いてみたわけでございすけれども、実際の選挙の際の専従者が二十三人ぐらいた、うち七人は支所のほうへ出て、不在者投票その他のことをやっておる。そうなるまいりますと非常に実際の専従者というものは少なくなるし、併任して各局から加勢をしてもらうものも十人程度だといったような話でございます。そうなるべくと、なかなか専門的にそういうことで回っていただくという方を得るということがむずかしい。民間の方でも頼むということにいたしましても、一体どういう人なのか、専門的知識もない方でも困るし、またどういった立場の人であるか、これも心配でございます。それからなお、さらに考えてまいりますと、回途中でたとえば事故があつたというようなことで選挙人の家に行けなかつたというようなこと等、一体どうなつてくるのだからかというような心配等をおるわけでございす。

そういう点が大都市にはございすし、さらにまた離島あたりが日本の場合非常にたくさんございす。多くの部落をかね、あるいは船で往復何時間というところもございすし、そういうところにも実際上身体障害者等歩行困難な方がおられる、そういうこともございす。あるいは山間僻地等でもそういうことが起こるわけでございす。そういう人の扱いということも考へなければならぬ。あるいは離島あたりで荒天のために船が動かない、あるいは豪雪のためになかなか切り切れないといったようなときの免責規定なんというものは一体どう考へたいのだからかと、いろいろなことを私ども考へまして、な

かなかな画一的な制度として巡回制度というものはとりこいにくいんじゃないかという感じがするわけでございす。

先ほどお話がございましたが、私どもが調べた点では、外国でも巡回投票制度というものはないようございす。やはり他人の居宅へ入り込むといったようなこと等も、いろいろ外国としては個人主義的な国でございすから、問題があるのではなからうかということも考へたりしておるわけでございす。もちろん郵便による投票制度というものは外国にもいろいろあるわけでございす。

そういうことで、私どもとしてはあれこれ考へた末に、なかなか巡回制度では十分ではないのじゃないかということも考へまして、そうなるべくやはり郵便投票制度だということになってくるわけでございす。

しかしながら、これとても絶対に他人が関与しないとはどうも言い切れないという面は、御指摘のとおりあるだろうという気がいたします。しかしながら、先ほど申しましたように、範囲を非常な公正な基準によって認定されるところに限定をするということにいたしまして、事前にそういう在宅投票ができる人であるという在証明を交付をする、あるいは従来失敗いたしましたような代理人請求は認めないというようにいたしまして、本人が自書によって投票所に送るといったようなことを考へ、それからその際に、本人の意思に基づいてみずからその投票をした旨の宣誓をさせるとかいったようなこと等考へまして、問題が起つた場合の証拠もはつきり残しておく。そういうようなことも考へ、さらには自宅でもやるわけでございすから、公正を確保する意味でいろいろ問題があるかもしれない。そういう意味で投票干渉罪といったようなこと等もあるいは考へていいのじゃないかというところも考へておるわけでございまして、いろいろこうい

ことを考へて、必ずしも完全ではあるとはいひにくいと思ひますけれども、一歩前進して確実なところから進んでみたかどうかというような考へを持っておるわけでございす。

○多田省吾君 その場合に、衆議院の審議によりまして、もしそういう郵便方式による在宅投票制度を今度の国会でつくつたとしても、六月の通常選挙には間に合わないのじゃないかというような御答弁があつたところでございす。これは間に合わせられないのですか。

○政府委員(土屋佳昭君) できるだけ法律をつくつた以上は早く適用することが適當であると私も思ふわけでございすけれども、たとえば先ほど申し上げました身体障害者の方々に考へてみましても、現在私どもが厚生省あたりで調べてみますと、手帳をもらつておる方は対象者のうちで約五八%程度であるようでございす。そういうことでもございすので、そういう方々に手帳を早くもらつてくれといったようなPR期間というものも十分必要でございす。またそういう方々が、先ほど申しましたようにあらかじめ在宅投票ができるという意味での証明書をもらうといったようなことになりますと、そういうものための手続というものがかるわけでございます。いろいろと選挙の準備等もかかるわけでございす。そういうこと等を考へま

すと、この法案がいつ出され、いつ通るかかわりませんけれども、参議院の通常選挙との関連で考へてみますと、十分に準備ができかねるというところもございすので、ある一定の期間をおいた後でなければ適用していくのではなからうかと、そういうふうな考へておるわけでございす。

○多田省吾君 これは希望でございす。いま部長がいろいろおあげになつた巡回方式に対する難点でございす。これはおにも選挙が反対しているのじゃないか。安易な管理だけを希望して、そういうむずかしいものはやりたくないという考へであれば、幾らでも難点はつくれるわけでありまして、それを乗り越えてやはり私は巡回

制度をやる範囲で考へていただきたいし、また、先ほど部長は地方選挙の場合にとおっしゃいましたが、まず、さしあたり国会選挙だけでも巡回制度を適用したほうがいいのじゃないか。もう少し考へていただきたい。このように思ひますし、郵送方式の場合は、これは不正がないように十分にお考へいただきたい。また、なるべく早くこの在宅投票については実行していただきたい、このように思ふわけでございす。

ただ、いま部長がおっしゃつた中にも、この在宅投票制度でできる方と、ちよつとはずれてできない方は非常に差がわずかでございす。そうなりますと、やはり私はいまの投票所の問題、二階、三階、四階、五階というところに投票所があるという場合が最近多くなつていす。車いすでもなかなかのぼれないという場合もありますから、私はなるべく投票所は一階にしてみたいし、何階かの場合も、そういう歩行不自由な方もきちつと投票できるように配慮していただきたい、このように思ひますが、これはいかがでしよう。

○政府委員(土屋佳昭君) 身体の不自由な方々のために便宜をはかるということは、これは当然必要なことだと思ふのでございす。私どもも現在、二階に設置された投票所というものの数を全国的にはつまびらかにしておりません。ただ東京あたりを聞いてみたわけでございすけれども、やはり区におきまして約九割くらいはあるようございす。しかしながら、こういう現状は決して好ましいことではないと思ふわけでございまして、できまざるならば、いま御指摘のございましたように、二階でない一階に、投票しやすところへ持つていきたいというふうな考へてもおるわけでございす。また、そういうふうにも指導もいたしたいと思つております。ただ、つくるのはこれは市区町村でございす。どういふところも、いろいろの施設をできるだけ便利なのをとおうと思ひながらも、いろいろな周囲の情勢その他でやむを得ずそうしておることもあからうかと、

ういうものも会費として私は取れるのかどうか、非常に疑わしい。ですから私は、こういう実態があるのですから、一般論としまして、八十口とか百口というものがはたして政治資金規正法における会費の名に値するものかどうか、それをお尋ねしたい。

○政府委員(土屋佳昭君) 会費というものが、一口そのものが会費であるのか、そしてそれを何口もやるというからそれは会費でないということになるのか、ちょっと私も国民協会の規約そのものを詳しく見ておりませんので、よくわからないわけでございます。ただ全体として、一つのそれぞれの会員の会費の取り方として、単位として何口かをとってあって、そしてその会員の状態に応じてある程度の額をきめる、その一つのきめ方としてあるいは何口とされているのかどうか。それは私どもの法規には、会費がこういうかっこうで何口というかっこうでの届け出もございませんで、どうもちょっとその点はっきりしないわけでございます。明確にお答えしかねるわけでございます。一応私どものほうには、そういう何かの基準で定められた会費というものを国民協会に出された、そういうものが会費として届けてきているというわけでございます。いまの内容について、はたしてその一口が会費であって、それが幾つもあるのかどうかというふうなことに付いてどうかということについては、明確にどうも申し上げかねるわけでございます。

○多田省吾君 そうなりますと、いまの政治資金規正法は結局さる法であるということをはっきり選挙部長が認めておられるということになりますね。だからこそ改正しなければならぬのでございませうが、しかし、いまのような解釈で、定款を整ってあればもうどんな巨額な金額でも会費なんだとか、あるいは一口に何万円とあっても、何十口となってもこれは会費と見れば見れるのだという、そういうような解釈だったらこれは骨抜きだと思ふ。

私はそういうのはっきりしないものは、現政治資金規正法でも、先ほど申し上げましたようにきちっと報告を求める権利が自治会なり選挙会なりあるのですから、疑わしいものはきちっと、どうなっているのかというところは報告を求めたほうがよろしいのじゃないか、このように思いますけれども、大臣はどのようにお考えですか。

○政府委員(土屋佳昭君) ただいま重ねてのお尋ねでございます。確かに政治資金につきましては、収支の公開の徹底をはかるというかっこうで明らかにする必要があると、私も当然思うのでございます。ただ、現行の政治資金規正法では、「この法律の施行に必要があると認める」ということに三十一条では規定をされているわけでございます。この三十一条の規定に基づいて要求ができますのは、収支報告書に関連した数字の集計等の誤りとかどうか、それに関連したものに限られているというふうに解せられるわけでございます。会費の一口の中身までについては、この法律自体が会費の個々の中身を報告するようにになっておりませんので、その中身についてまで資料の提出を求めることは、ちょっとむずかしいのではないかとこのように考えている次第でございます。

○国務大臣(町村金五君) これはいま選挙部長のお答えを申し上げたようなことを繰り返すようなことになるかと思ひますけれども、御承知のように現在の政治資金規正法のたてまえとしては、収支を公開をさせるという原則を通じて、政党の活動というものが国民の監視と批判を受けるというところに政治資金規正法の基本的なたてまえがある。したがって、いま御指摘がございませう。したうに、会費を比較的小額にして、それを何口というふうなことが、現在の国民協会等の規約でどうなっているかというところがいま明らかでございませぬけれども、いざにいたしまして、も、そういう総額が収支公開の原則によって国民の監視と批判を受けるということでございますので、その点においていまの政治資金規正法のたて

まえというものが貫かれているのではないかと、こう私は考えておるところでございます。

○多田省吾君 私先ほどから申し上げているように、会費として計算しますと総額三十三億しかないのに、百八十二億全部が会費だと。これは何口でも会費と認めるというふうなやり方は、社会通念に反するし、政治資金規正法の法の精神にも絶対反するのじゃないか。そういうことはやはり私は三十一条による報告、資料の提出請求を指示することはできるんだと、このように思っています。そのことについては水かけ論になりますから、これでやめます。

時間がありませんから、最後にこの法案についてお尋ねをしたいのですが、この執行経費につきましては、いつも地方公共団体の超過負担が非常に問題になっておりますので、ほんとうに積算内容あるいは積算基準に問題はないのかどうかです。たとえば投票所経費で、区で五百人未満の平日の場合、二万四千三百三十三円から三万三千九百九十八円にアップになっておりますけれども、その積算内容は、簡単にでけこうですが、どのようなになっているのか。あるいは投票所に人夫が必要かどうか。それから食料費が一人二十四円で足りるのかどうか。

それから最後に、現在、区、市、町村の三段階に分かれておりますが、たとえば東京都の三鷹市のように、行政区の区よりも都市化している市町村がありますけれども、この辺はどう考えるのか。また、その他超過勤務手当は、他の課からの応援に対しては完全に支給しておりますが、本来の選挙の職員には完全に支給されていません。また、事務員については前後五日間認められておりますが、実際は十日も二十日も前から準備にかかっている。前後五日間をもっと延ばしてほしいという要望も強くありますけれども、こういうことを抜本的に考え直す必要はないのかどうか。まとめてひとつ答弁していただきたいと思います。

○政府委員(土屋佳昭君) 先ほどもお答えをいたしました。国の選挙に要する経費でございますから、当然、必要額を国が負担すべきものでございまして、お示しのとおり超過負担を生じさせてはならないというふうな考えでおるわけでございます。

最近の給与、賃金、物価等の実態に就いて、今回基準額を適正に改正しようというふうな考えでおるわけでございますが、御指摘の投票所経費につきましては、区部であって五百人未満の平日の例でございますが、御承知のとおりその基準額は、当初に補足説明で申し上げましたように、投票管理者、投票立会人の費用弁償、職員の超過勤務手当、人夫賃その他の運営経費を基礎に積算をしておるわけでございます。それはそれぞれ中身を引き上げたことは先ほどお示ししたとおりでございます。

簡単に申し上げますと、投票管理者の費用を、一人でございますが、二千五百円から三千四百円に引き上げた。それから立会人を大体三人程度見ておられますが、これも二千円から二千七百円に引き上げる。それから超過勤務手当につきましても、そこで見込まれておる六人の職員分について、先ほど当初に御説明申し上げたような形で引き上げるといふようなことにいたしておるわけでございます。人夫賃についても、いわゆるアルバイト費でございますが、千四百円から千九百円に引き上げるというふうなことをいたしておるわけでございます。そのほか、旅費とか通信費とか薪炭費といったようなこと等につきましても、それぞれ従来の額に改定を加えて適正なものにしようとして、先ほどお示しのような額に引き上げた次第でございます。

それから、それぞれの中身についていろいろただいま御指摘があったわけでございますが、たとえば人夫賃と申しましたも、単純労働等につきましては、職員を使うよりもアルバイトを使うほうが、仕事の内容も別に支障もないし、安上がりであるというふうなこともございます。そういういた

こともございますので、一応この人夫賃というものも見ておるわけでございます。

それから食料費の御指摘もございましたが、これも湯茶料等に過ぎないわけでございます。しかしながら、二十円でよいかどうか、あるいは御指摘のように少ないような感じもいたすわけでございますが、一応のこれは基準でございます。全体のワケの中でまかなうというところは、さして困難ではないだろうという感じがするわけでございます。いずれにいたしましても、基準であるからといって、常に合理化をはかって実態に合うように努力する必要があるというふうに私も考えておるわけでございます。

それから次にお尋ねの、超過勤務手当とか人夫賃あるいはポスター掲示場の積算単価を、区、市、町村の三段階に分けていることは事実でございますが、これはむしろ私どもとしては一本画一的な形で積算をするということではなくて、たとえば給与にいたしまして、実態調査に基づいて、より実態に即したものにしようということでは、確かに同じ市であったとしてもそれぞれ実情は異なっておりますし、一律にはいきまいというような感じもいたします。

いま御指摘の三鷹市の例でございましたが、都に非常に近接した市と地方都市とでは事情が異なるということも、現実にはあらうかと思うのでございます。それは、その給与実態等をもとにして、市全体として私どもとしてはとらえておるということでございます。また事務費にいたしまして、五日間の超過手当というのを見ておるわけでございますが、これも日により職員によって実態はいろいろな形態があるかと思うのでございます。なかなか一律には押しきれないという点があるかと思ひます。基準法として一応の基準を定めます限りは、個々の実態にそのままマッチするということとはなかなかしにくいわけでございますので、実際の実行にあたっては、総体のワ

クの中で運営をはかってもらうほかにはないというふうな考え方でございます。その点につきましては、従来からおおむね全体的に執行できるように措置をしてきたつもりでございます。

一昨年の総選挙のあと、私もいろいろな府県、市町村につきまして実態調査をしたわけでございますが、大体のところはこの交付額で済んでおるようになっています。超過しておるのも一部のものです。超過しておりますが、それも当該団体が負担すべき備品とか電話料とか、そういったものも含まれておるとかというところで、必ずしも私もと、超過しておるか超過していないかという点でなかなか意見が合わない点もあるわけでございます。特に大都市地域でいろいろ問題があるよう

でございますけれども、その主張されておる超過というものが、どうも私どもの考えでは、全部が全部超過負担であるように思えない面もございす。その点は、全部が全部ではないということも言っておられるところもあるわけでございすけれども、なお、それじゃどの点がどうなっておるか、はたしてその執行が適正なものであるのか、もつとくふうをしただらうまいというのじゃないかといったようなこと等については、よく今後ともそういった団体等と相談をいたしまして、実態も調べた上で、私も今後とも最初に仰せになりました超過負担等生じないように善処してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○委員長(橋直治君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時半に再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

午後一時三十九分開会

○委員長(橋直治君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村尾重雄君 午前中の本改正案提案説明の中で、現行の基準が、実情に即さないものになりましたので、今回これに所要の改正を加えようとするものであります。すなわち、最近における公務員の給与の改定、賃金及び物価の変動等にかんがみまして、執行経費の基準を改正し、もって国会議員の選挙等の執行に遺憾のないようにしたいと存じます」という大臣の御説明がございました。

私は、今改正案における単価の改正額が、たとえばごく最近の物価高、石油危機に伴う異常な経済変化等をばその算定の中に含めておられなかったものでないかと、こう思うのです。俗な一つを取り上げても、たとえば人夫賃などの取り扱いは方ですが、現行千四百四十円、それが改正案では区で千九百円に引き上げられているといいますが、これとて、いろいろ実情御存じだと思ひますが、今日二千五、六百円が人夫の一日の相場だと思ひます。そういうような一事から見ましても明らかに、この改正案では超過負担を解消するということにはならないのではないかと、こう思うのですが、自治省の改正案の提案に踏み切られたお考えについて、ひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(土屋佳昭君) 私どももいたしましては、選挙の執行につきまして、地方団体に負担をかけるないということのできるだけ努力をいたしたつもりでございます。そういった意味では、確かにいま御指摘がございましたように、予算案の準備というものは昨年のうちにやるのであらうというふうなこともございます。したがって、私どもとしても予算案を出したあとで、十二月現在でまだいろいろと数値も変えまして、実態に應じ、またその当時行なわれた衆議院の補欠選挙とかあるいは参議院の補欠選挙等の実態等も勘案いたしましたので、できるだけ実情に近づけたというところで、数を整理をして予算案として出しておるわけでございます。

しかし、その後もずっと参議院選の間には物価が上がるかもしれないといったような御指摘も確かにあるわけでございますけれども、たとえば非常に心配されておりました公報用紙代、紙代あるいは木材といったものにつきましては、私も通常の物価指数の伸びとかそういうことによらないで、とにかく私どもが知り得る実態を把握をいたしまして、それに基づいて実勢単価をきめようというかつこうで予算折衝もいたしておるわけでございます。

それから一つ人夫賃についてのお尋ねもあつたわけでございますけれども、この点についても、確かに現行法の単価というものは、これはもう低きに過ぎるであらうというところはわかるわけでございますが、この点については国の四十六年度単価から四十九年度単価までの伸びを、六七%でございますが、大体それを勘案をいたしまして、そして区、市、町村の実態に即しまして、民間の賃金の状況、そういったものを見てこういった形でのめたわけでございまして、たいへん失礼な話かもしれませんが、私どものところでもアルバイトを雇っておりますけれども、千九百円あれば現に雇っておるような状況でございます。ただ、おっしゃいましたように実情はいろいろでございますから、二千円あるいは二千五百円、あるいははつと出しておられるところもあるかもしれません。しかし、こういった公の仕事をする場合、できるだけ各市町村もくふうをこらして、なるべくやれる範囲でやつてもらいたいというつもりでおるわけでございまして、いろいろ私ども前の選挙等についての実態を見ましても、非常にばらつきがございす。いろいろそれぞれの団体のくふうによつてはかなり活用できるものだらうと思つておるわけでございます。

それにいたしまして、総体論として、そういった状況では今度の通常選挙の際どうかと、そしてまた、この法律は通常選挙のあとにくるいろいろな選挙についても適用されるわけでございすから、やはりそのつど、その段階におきまして

は、先生のおっしゃったような問題が出てくるだろうと思います。そういった点については、さしあたって私どもは通常選挙については、先ほど申し上げましたようにこれが基準でございすから、総体の中でゆとりを持っておるものもございすし、いろいろ彼此流用いたしまして全体としてカバーできるであろうという考えを持っておりす。ただ、もっと先になって非常に上がってきたというような場合は、これはあるいは調整費で見るとかどうかわかりませんが、いろいろ予算上検討しなければならぬ問題は生じてくるであろうというふうに考えております。

○村尾重雄君 私たちは来るべき六月の参議院選挙について深い関心を持っています。また通常選挙のたびごとに、地方自治体から超過負担の問題についていろいろと事ここまかな陳情があることは、私のみならず、自治省の選挙関係者にあるはもう従来から万々御承知のはずだと思っております。そういう点につきまして、この改正案の骨子となった、たとえば人件費及び執行に要する管理費その他の基準の改正というものは、いまお話がございましたが、大体八月ごろから始まった十一月ごろまでの本年度の予算編成のときに実態をにぎられたものだ。なお、いま十二月の異常な経済情勢の変化等十分考案してというお話がございました。あなたの衆議院の答弁を見ましても、遺漏なきを期したという点については御説明があったことも伺ってはおります。しかし、最近の諸物価の高騰というものの、特に公務員の給与の改定等に伴いまして、異常なこれが値上がりをもたらしているというところは、もう私からこまごましたことを指摘しようとは思いません。

そこで私は、この超過負担の実態だけとらえましても、全国的に早急に再調査する必要があるのではないかと、こう思います。衆議院の附帯決議にもその旨があったと思ひます。私はこういうような点から、この執行経費の基準についてもっと実態に即した適正化の御努力をなさるべきだと思ひますが、選挙執行前に全国的な超過負担の実態調

査ということに踏み切られる意思がおりなのかどうか、ひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(土屋佳昭君) こういった基準というものができるだけ実態とマッチするように私どもも努力しなければならぬということ、従来からやってきたところでございすけれども、実際の選挙にあたってはいろいろの声を聞かれます。そこで私どもは、四十七年の衆議院議員の総選挙における執行の実態を、抽出調査でございすけれども、都道府県四十二カ所、それから指定都市二カ所、区で三カ所、市で八カ所、町村で四十一カ所と、この程度の団体につきましていろいろ実態の調査をしてみただけでございす。その結果ある程度の、相当なものは大体この基準でいけたなというふうに考えております。もちろんそれは調整費等も加えての話でございすけれども、大体われわれが考えておった基準でいけたというふうに見ておるわけでございす。

ただ、必ずしも十分それで足りていないところもあるわけでございすけれども、それについては、たとえば当該団体が当然負担すべき経費等が含まれておるといったような例もございすし、特に大都市あたりにつきまして、東京の区部あたりにつきましてはかなり大きな超過負担が出ておるんだと、こういう御意見もございす。ただ私も、それについてもいろいろと直接当たって調べたところが、全部が全部どうも超過負担とは思えないという面もあるし、なお、ほかと比べてくふうをすればかなりうまくいくのじゃないかといったような点も感じられるわけでございす。しかしながら、それだけでは足りませんので、私どももなおさらにそういった点については実態を調査をいたしまして、この基準法自体が今後よくなるように努力をいたしたいと考えております。したがって、全体についてこの参議院選挙の前にすぐ実情を調査するというわけにはまいりませんが、この前の選挙等において問題となつたような、特に問題の多いようなところについては私どもとしても問題の存するところをよく解明を

してみたい、かように考えておる次第でございす。

○村尾重雄君 四十二カ所の地方府県、また指定都市についても数カ所調査したということですが、必ずしもその結果云々ということがあるまい。私はこまかい数字を申し上げる準備もございせんが、たとえば大都市と地方都市との物価の相違ですね、これは私から申し上げるまでもなく、非常な格差のあることはもう御承知いただけたと思う。こういうことは十分にお含みいただきたいということをおし上げますとともに、早急にひとついま御意見があったように全国的な調査を、いまだできなくとも、参議院選が施行されてしまつていろいろなおわかりになると思うので、参議院選挙後に全国的な調査を行なつて、これを選挙後の国会に私は報告するべきだと思ひますが、いかがでしょう。できますか。

○政府委員(土屋佳昭君) 調査と申します場合に、私どもとしても一応交付額と向こうの執行額は幾らという形での資料をとつたりしまして、そういう形での調査ということ、これは全国的にもできないことではございせん。

ただ、先ほど申し上げましたように、実際に執行したもので見れば、それぞれの団体の結果がただ単に出ただけでございまして、その中身までよく洗つて、こういう形では超過は出ないんだとかどうとかといったような形での実態に即した調査をいたしますためには、全国全部やるということはなかなか私どもも少ない職員でできかねるわけでございす。そういうことでは、あるいは市町村については府県のほうにお願いをするということもございすし、いろいろのやり方はあるかと思ひますけれども、なるべくその実態が解明できるような方法を検討いたしてみたいと思つております。

うものは、いまの物価の変動から見まして、相当な超過負担というふうな実態が起つてくると思ひます。この調査をされるときに、その結果超過負担がいまあなたのお話にあるように招来したならば、私は通常選挙の大体三年目ぐらいの期間において基準改正が行なわれているというふうな間に聞いておりますが、参議院選挙の行なわれた後、実情に即しまして、その次の国会といひますか選挙後の国会において、超過負担の問題については改正案をば国会に提出すべきだと思ひますが、そうお考えになつておられますかどうか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(土屋佳昭君) 従来のやり方は、ただいま御指摘がございまして三年ごとに、通常選挙がある前にやつておるといふのが例でございす。たとえば、その間に国会議員選挙といひましては衆議院の選挙もあるわけでございすけれども、これはいつあるのか、もちろん当初から見込みが立つものではございせん。突然やつてくる場合もございすし、そういう場合については、調整費等十分そのときの物価等の状況等に即して措置をするといったようなことを繰り返してきておりました。ただ、最近のこういった物価の推移等から見ても、三年というのではちよつと長くなり過ぎる、やはり一年たつてもある程度手直しをする必要があるのであれば、そのつど法律を出したらどうかというふうな御考えでございす。これは私どもとして、経済の推移その他を實際に見れば直ちに申し上げかねますけれども、非常に物価の趨勢等が変わる、あるいは賃金なり給与ベースが大きく変わるといったような状況がございまして、それはやっぱりその実態に即して、法律を改正するかどうかということを検討しなければならぬということもあるであろうというふうに考えております。

○村尾重雄君 超過負担のことにつきましては十分な考慮を、また、これが生じないように御努力をしていただくように自治省関係、大臣はじめ全部に要望しておきます。

次いで、午前中も多田委員からお尋ねがございました。身障者の在宅投票制度のことについて簡潔にひとつお尋ねしたいのですが、身障者の投票実態が最近どうなっているかということ、ごく最近の実態でけっこうです。それからその棄権率はどのくらいか、わかれば知らせていただきたいと思ひます。

自治省がこのことを含めて公選法の改正を準備しておられるということをお聞きのようですが、それが今国会に間に合わないということについては、午前中に御説明ありましたことでは済みませんが、その法案の作成に手をつけておられるとしたら、なぜ手回しでございまして、その理由がございましたらひとつ聞かせてもらいたいと思ひます。

○政府委員(土屋佳昭君) 身体障害者の投票実態というところでございますが、身体障害者がどの程度投票されたかといったようなことについては、ちょっと私もいま手元に詳しい資料を持っておりませんので、現在選挙人名簿に載っておりながら、かなりできない人もおられるわけでございます。どの程度がされたかということは後ほどわかりましたらお答えをいたしますので、しばし御猶予をいただきます。

○村尾重雄君 身体障害者の在宅投票制度についていろいろ多田委員からも要望がありましたし、おそろく他の委員も同じような考え方を持っております。これは憲法の精神からどうの、参政権がどうのということは申し上げませんが、十分に前向きで積極的にこれらの在宅投票が可能ないように、これはあやまちがあつては困ります。二十六年の統一地方選挙のときは云々ということとはたびたび話を聞きますし、そういうことのないようにして、これらの人の意思をどう政治に参与できるように方法を講じていただきたいと思ひます。

そこで私がお尋ねしたいのは、現在、五十床以上の指定病院で独自に投票所を設けられているか、設けることができるというたてまえになつて

いますが、それ以下の病院にも、一定の基準に達すれば投票所を設置することができるという改正は行なわれるべきであらうと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(土屋佳昭君) ただいまお話がございましたように、いわゆる指定病院としてそこで不在投票ができるという病院は、五十床以上の病院であるというふうにされてきておられるわけでございまして、これは厚生省と、それから日本医師会等ともいろいろ連絡の上そういうことを決定されてきておられるわけでございまして、これは要するに五十人以上収容する設備を有するということ、それはどの管理能力の持ったところであるから、ある程度不在投票が十分行なわれると申しますか、管理が行き届くであらう、そういうこと等も配慮してのことであつて、あまり小さい病院ではなかなかそれが十分にいかないということを心配されて一つの基準であらうというふうに考えております。

ただ、これが考えられましてから、二十五年でございましてから相当な期日も立つております。いまお示しのような点についても私もいろいろなところから聞いておまして、もう少しこれを下げたかどうかといったような意見もあるようでございまして。最近では病院もいろいろと設備その他も整つてきておりますけれども、それで人的な管理能力が病床の少ないところで十分であるかどうか、そこまでは私も自信を持っておりませんけれども、やはり最近の実態に比べて、古いものをいつまでもそれでいいというわけにはまいらないと思ひますので、私もよく各県の実態等も聞きながら、五十床以下のものでもやれるというようなことがあれば、それだけ不在投票の道も開けるわけでございますから、十分ひとつ検討させていただきます。

○村尾重雄君 私は、一人一人の意思というものを尊重すべきだと思ひますが、やはり二十人三十人というこれらの人の政治への参画の機会というものは、これはやれるのですから、ぜひやるべきだ

と、こう思ひます。これは改正についても考えていただきたいと思ひます。

それと一つ、これも改正法案とは別になりますが、自治省のほうで公職選挙法の改正について、選挙公報の新聞折り込みを考えられているというふうなことを聞いたのですが、これは実際なんでしょうか。もしそういうことをお考えになっておられるなら、どういう構想を持っておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(土屋佳昭君) 選挙公報につきましては、御承知のように現在、有権者の各戸に配布をするものとするということで、これは配布をしなければならぬというふうな解釈をされて運用されてきておられるわけでございまして、しかしながら最近の実態を見ますと、なかなか全戸配布ということが困難になつておられる地域が出ておられるわけでございまして。特に大都市とかあるいはその近郊におきましては非常に人口が増加しておりますし、また人口流動も激化しておりますし、また、さまざまな住居形態というものが非常に複雑化しております。そういう状況がございまして、現在のような規定でございまして、全戸に十分配布をするということができにくいといったような状況も出ておられるわけでございまして。

そういうことから、私もとしては委託配布をも含めまして、たとえば新聞折り込みといったようなこともできないであらうかといったことをいろいろと検討をいたしておられるわけでございまして。しいて申しますならば、いま各戸に配布するということでございますから、各戸に配布するといふことでございまして、各戸に配布しなければ、厳格に申しますならば規定を十分に実行してないという結果になるわけでございまして、いまのような事情のもとではそれは非常にむずかしいことであるということでございます。

そこで私どもとしては、各世帯に配布が困難と認められる場合は、そういった特別な事情があります場合は、たとえば市町村の選挙が都道府県の上の選挙の承認を得て、客観的にそういった事態も第三者が見てもらつて、そしてその必要があるとい

うことであれば、新聞折り込みその他これに準ずる適当な方法をもつて、各戸に配布をするといういまの規定にかえることができるのだというようなことにしたいと思ひつておられるわけでござい

ます。それの一番いい方法としては、私も私どもとしてはいまのところ、新聞折り込みの方法が一つあるというふうなことを考えております。各世帯における新聞の何といひますか、新聞を購読しておられる世帯の率でございますが、これは中央調査社あたりの調べでございますけれども、全国的に見れば約九四％ぐらいでございます。それが大都市地域になると、京浜地区でも九六％、東京でも九五％といわれておりますが、京阪神地区では九八％と非常に高いカバレッジを持つておられるわけでございまして、新聞折り込みによつてかなりなところには届くということは言えるわけでございまして。

しかしながら、残りはそれじゃどうするのだというところが問題になつてまいります。そこに一つ問題があるかと思ひます。したがしまして、私も私どもとしてもそういった代替措置を考へる場合でも、市町村の選挙管理委員会は補充措置を十分講ずることによりまして、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるようにつとめていかなければならぬ。たとえて申しますならば、それぞれの市町村の末端の公共施設に備へ置いて、いつでも必要な方は持つていってもらふとか、あるいは特定の世帯へは特に郵送をしてやつてもいいというところもございまして、これはやはり方にはいろいろありましようが、職員による配布も、たとえば独身寮とか寄宿舎とか母子寮とかといったようなところにはやつてみたかどうかという、これは検討している人の意見もございまして。

そういったいろいろな補充措置を残しながら、いま言ったようにかなりカバレッジの高い新聞折り込みというものを、特別の事情がある地域について認めていくような方法をとりたいということ、いま検討をしておるところでございます。お

に合わせたいというふうに考えている次第でございます。

○村尾重雄君 公報を必ず有権者のもとに届けるということ、こうあるべきだと思います。現在行なわれている公報の各戸配布、これは私は都会生活しか知りませんが、かえって地方などはそうだと思いますが、完全に私は履行されているということを感じます。また、これは一番われわれ関心を持つことですから、公報の行き届いて配布されているというところは私も確信するわけです。しかし、全国的に見ました場合において、あるいは種々な関係から一つの補充の配布方法をお考えになることも、これは私は必要だと思います。

が、しかし、新聞の場合、たとえばこれは新聞販売業者というのか配達業者に委託されるということになるのか、またその場合、いまお話があったように新聞を購読しない家庭も、わずかでありますが、たとえば三割ということはいわれていますが、ご意見を、また、だんだん時代が変わってまいりまして、必ずしも宅配されるものとはきまっておられません。欧米の新聞配布の実情、最近の新聞配達者の人の確保という点で、私は将来もいまだのような状態で新聞が宅配されると思わないのです。また新聞は、むしろ人の関係から駅や街頭で立ち売りのが中心になるような時代を迎えるのではないかと思います。

それに反して、現在正しく各家庭に届けられている現状を見ても、私は先ほどから申し上げておりますような、現状を一つ補うという意味からも超過負担の問題、またその他の現在の選挙法施行について、予算的な面についていさ少しこれを拡大していくほうが、私は公報について正しくやはり配布が続けられていくものと信じます。こういうふうな点から、現行の状態をよりこれを正しくこのまま維持できるような方法にひとつお考えを続けてもらいたい、こう思うのです。いかがでしょう。

○政府委員(土屋佳昭君) 私どもはこの公報一つにいたしましたも、いろいろな面でむしろ節約に

なるようにということを考えているわけでございますけれども、全般的な経費の問題につきましては、先ほどから申し上げておりますように、またいまお話がございましたように、十分地方団体に迷惑をかけないような、適正な基準のもとに執行してまいりたいというふうに考えております。

○村尾重雄君 大臣に最後に、この機会に御意見をひとつ伺っておきたいと思いますが、それは定数は正の問題についてであります。

現在、与党の自民党の都市議員の人々が中心となって衆議院の定数は正の問題を提起されております。これはいまに始まったことじゃなくして、前から定数は正については与党内部においても取り上げられてきたことでもあります。これについて大臣はどうお考えになるかということ。また、選挙制度の抜本的改正については非常に問題が多いのです。国民的合意を得ることは非常に困難だと思いが、衆議院、参議院の両院の定数は正については国民的合意もあり、私はこれはかなり緊急に是正すべきだという意見が圧倒的だ、こう思います。したがって、この際、衆議院については第七次選挙制度審議会における土屋正三提案、並びに参議院については同じく第七次審議会の報告どおり私は改正すべきであると思うのですが、大臣のお考えをひとつ伺いたいと思

います。この点は私どもも全く同様に考えておるのでございます。

したがって、衆参の定数は正というものにつきまして、これは国民的合意が得られるのではないかと、これは私もごもっともだと思うのであります。すなわち、できるだけいまいちのようなことにアンバランスになりました定数を早く改正すべきだという点については、私は国民の間には異論のないところであり、早くこれを実行すべきだという点についても、私はこれは多くの方の意見の一致をするところであらうと考えます。

ただ、先ほど申し上げたのでございますけれども、御承知のように、しからば一体総定数をふやすのか、ふやさないのかといったような問題、さらには現在の選挙区制度、いまの衆議院の選挙区の区制の問題、さらにはいまの参議院の区制の問題というふうなものいろいろ実はあるわけでございます。そういう基本の問題について手をつけなくて、ただ定数だけを是正する、早い話が総定数をこのままにしておきまして、現行選挙区制度のままで一体衆議院の定数を新たな人口割りでもってやるというふうな問題にするのか、それとも人口の割合の減っているところ、少ないところはそのままにしておいて、ただ定数だけをふやしていくというやり方が一体よろしいのかどうか、ここらになりますと、御承知のとおり非常にまだ見解が著しく分かれておるといふ問題があることは、あらためて申し上げるまでもございせん。

○国務大臣(町村金五君) 先ほどもお答えを申し上げたわけでございますが、定数が今日たいへん不均衡になっておるといふことは、これはもうみな一致して認めておるところでございます。いま村尾議員からも御指摘がございましたが、自民党内におきまして、この定数の問題については真剣に検討をする方がおられて、いろいろな研究結果をまとめておられるということも私も承知をいたしておるところでございます。いずれにいたしましても、定数の不合理をこのままにしていくということとは、議会政治そのものに對する国民の信頼が失われるということにも相なるのでござ

いまして、この点は私どもも全く同様に考えておるのでございます。

になりますると、簡単になかなか合意が得られないというために、御承知のように今日の事態に相なっておるわけでございますが、いざにいたしましても、いまのようなきわめて不均衡な選挙区制をこのままに放置しておくということは、まことに好ましくないことであると私どもは考えておるわけでございます。そういう点は私も、もとより政府としても真剣にこの問題には取り組み、国民のほんとうに合意の得られますような定数を含めた総体の選挙制度のあり方について、私は早くこの結論が出ますように努力をいたすべきものだと考えておるところでございます。

○村尾重雄君 私は、きょう選挙制度改正について大臣と議論を進めていくことは考えております。選挙制度の根本的改正については多くの問題がございまして、が、しかし、定数は正については、もとより地域割り並びに人口割り等についてはいろいろ議論のあるところではございまいしょうが、いま人口の移動というものはある程度私は定着してきたものではないかと、こう思うのです。

そこで私は、いま衆議院の選挙で問題になっております千葉一区、東京七区、神奈川一区、埼玉一区、神奈川二区、東京十区その他かなり多数の府県があげられております。また参議院の選挙区においては、東京、大阪、神奈川、宮城、岐阜と、現状員から二名の増員が大体第七次審議会から報告をされておるのでありますが、私はとりわけ大阪の者が、大阪三区の実情というのをたびたび機会あるごとに訴えているのですが、ここは何としても定数は正が行なわれなければ、常に兵庫五区と大阪三区といつも対照されて論議的になっていくように、はなはだしいのです。おそろく他府県においても、ここにあげました東京七区だとか十区、神奈川一区、埼玉一区、神奈川二区、千葉一区というふうなところは、やはりこうしたことについて私は強い人口割りの是正についての意見というものはあると思ひます。

こういうような点から、現在定数は正が時期的に困難というならば、参議院選挙が終了しました

になりますると、簡単になかなか合意が得られないというために、御承知のように今日の事態に相なっておるわけでございますが、いざにいたしましても、いまのようなきわめて不均衡な選挙区制をこのままに放置しておくということは、まことに好ましくないことであると私どもは考えておるわけでございます。そういう点は私も、もとより政府としても真剣にこの問題には取り組み、国民のほんとうに合意の得られますような定数を含めた総体の選挙制度のあり方について、私は早くこの結論が出ますように努力をいたすべきものだと考えておるところでございます。

○村尾重雄君 私は、きょう選挙制度改正について大臣と議論を進めていくことは考えております。選挙制度の根本的改正については多くの問題がございまして、が、しかし、定数は正については、もとより地域割り並びに人口割り等についてはいろいろ議論のあるところではございまいしょうが、いま人口の移動というものはある程度私は定着してきたものではないかと、こう思うのです。

そこで私は、いま衆議院の選挙で問題になっております千葉一区、東京七区、神奈川一区、埼玉一区、神奈川二区、東京十区その他かなり多数の府県があげられております。また参議院の選挙区においては、東京、大阪、神奈川、宮城、岐阜と、現状員から二名の増員が大体第七次審議会から報告をされておるのでありますが、私はとりわけ大阪の者が、大阪三区の実情というのをたびたび機会あるごとに訴えているのですが、ここは何としても定数は正が行なわれなければ、常に兵庫五区と大阪三区といつも対照されて論議的になっていくように、はなはだしいのです。おそろく他府県においても、ここにあげました東京七区だとか十区、神奈川一区、埼玉一区、神奈川二区、千葉一区というふうなところは、やはりこうしたことについて私は強い人口割りの是正についての意見というものはあると思ひます。

こういうような点から、現在定数は正が時期的に困難というならば、参議院選挙が終了しました

ときに、私は衆参入れまして、次に衆議院解散、選挙もあり得ることは予想されるのですからして、参議院選挙の終了次第ひとつ早い機会において、せめて定数は正の改正案はお出しになるべきであらうと、こう思うのです。もし必要があるなれば定数は正に正の改正案におかけになる、そういう必要はないかと、こう思うのです。お答えいただければいいと思います、私の質問は以上で終わりたいと思います。

○国務大臣(町村金五君) いま村尾議員から御指摘になりましたような、一部の人口激増地帯におきましてアンバランスがことのほか激しくなっているという事は、まさに御指摘のとおりであると私も考えております。したがって、総体の問題はなかなかむずかしいので、せめてこの分だけでも定数は正を実現したらどうかという御指摘でございます。

確かに有力な私は御提言である、こう考えるのでございますが、ただ定数は正の問題は、先ほど来お答えを申し上げておりますような諸般の問題も、当然これと関連して検討をいたさなければならぬということになりますので、いま御提案ではございますけれども、この参議院の通常選挙が終了しました後に直ちにそういつたことに着手するかどうかということにつきましては、いまここで私から確たるお答えを申し上げるということとはひとつ差し控えていただかなければならぬ、かように存する次第でございます。

○委員長(橋直治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、永野鎮雄君、熊谷太郎君、小林国司君が委員を辞任され、その補欠として堀本又三君、原文兵衛君、竹内藤男君が選任いたしました。

○委員長(橋直治君) 引き続き質疑を続行いたします。

速記をとめて。
【速記中止】

○委員長(橋直治君) 速記を起していただきます。

○岩間正男君 まず最初にお聞きしますけれども、選挙法、これは非常に議会制民主主義の根幹をなす重大な問題だと思えます。ことに主権在民の立場から、国民の選挙権を一〇〇%保障する、そのことは絶対必要だと思えます。そのこと、したがって、自治省にお伺いしますけれども、そのような保障の努力を常にやっておられるかどうか。現在やっておるやり方というのは十分かどうか。今後これをもっと努力する考えがあるのかどうか。この点、最初に基本的態度としてお聞きしておきます。

○国務大臣(町村金五君) 政治資金の問題につきましては、あらためて申し上げるまでもなく、国民の政治に対する信頼にかかわる重大な問題でございます。御承知のように現在の政治資金規正法によりまして、その収支と申しさしうが、実態を明らかにして、国民の批判を仰ぐというのが現在の政治資金規正法のたてまえでございます。ただ、この問題についてはいろいろ御批判、御意見の存することは私も重々承知をいたしておるところでございます。したがってこれら改革をどうするかということにつきましては、さきに選挙制度審議会の御答申等もございまして、われわれとしてはそれを尊重いたしまして、かつて御承知のように国会に改正案を提案をしたというところもございまして、現実には、これが不成立に終わったという経緯のあることは岩間議員も十分御承知のところでございます。政府といたしましては、この問題にも、今後ともこの政治資金がほんとうに公明に国民の前に明らかになれるというような形で、さらにこういつた問題については真剣に検討を加えてまいりたいと、こう考えておるところでございます。

○岩間正男君 ちょっと注意してください。政治資金のことは聞いてないです。一体、国民の選挙権を保障するどのような努力を常にしているか、現在の努力で十分かと、こう聞いているんです。端的に答えてください。

○国務大臣(町村金五君) これは先ほどもお答えを申し上げたのでございますけれども、申し上げるまでもなく、国民の選挙権を確保するということは、これは議会政治の根幹をなすものであることは言うまでもございません。したがって、自治省といたしましては、常に選挙法のあるべき姿を追求するという立場から、常時、関係当局の者はそういった点についての検討を行なっておる次第でございます。

○岩間正男君 実際は、そういう答弁をされては、私たちがいままでずっと見てきて、非常にこれは努力がおろそかになっていて、しかも恒常的に組織的にやられていない。問題は、もう間置わになってこのような法案が出されたこと一つを見ればわかるわけですね。そうして、しかも公職選挙法の改正問題なんというのは、これはどういうふうになるのか、国会の会期の延長ともからんできて、非常にこれはわからない問題です。あるいは出されたが、出したというのを宣伝にするのに出すのか、ほんとうにこれを通すために出すのかどうか。いまのところでは用意されておる法案というものがまだ海のものと山のものとつかないというふうな感じが、出されるなら、国会の運営のすき間を見てやるようなふうになるわけ、もっとやはり基本的な検討しておくべきだということです。ことに選挙の問題は、いま大臣も言われたように、これは議会制民主主義の根幹に関する問題です。主権在民の立場から当然これは尊重されなければならぬ。ここに基本を置かなければならぬと思うのです。

私は具体的にお聞きしますが、憲法十四条の法の平等の立場から考えて、在宅投票の問題、つまり重度身障者やあるいは寝たきり老人の在宅投票をもっと研究して、これを可能なように努力すべきだ。先ほどから各委員からこの点について追及をされたわけです。しかし、これについても非常に

にやはり研究は十分でない。何せこのような案が出たら公聴会でも何でも持って、十分に意見を聞いて反映させなければならぬ。ところが、とにかくこの間置わになってこの問題も出されようとしています。出されれば私たちは検討して、むろんそれは何ぼでも前進があるなら、それについて党の態度というものは決定されるべきですけれども、いまのところまだそうなっておりませんから、これは原則論で追及してお聞きしているわけですから、くれぐれおね。

もう少しやっぱり考えなければならぬ。たとえば同じ問題として、身障者の場合の人権を守る、国民の法における平等の権利を守るという立場からいいますと、義務教育の身障者の入学はこれはもう法的にも保障されて、いま実施されようとしていて、そういうものと比べて、どうですか。この選挙権は、はかりにかけたら片ちゃんばじやないですか。一方は、とにかく不十分ではありますけれども努力をされて、そういうところの道を開いているのです。ところが、どうもこの選挙法においてはこれは不十分だというふうな考えられるわけですね。この点はどうか。これは自治省の態度として、選挙をあくまでおろそかとして、どういうふうな考えられますか。この点についてははっきりした基本的態度を明らかにされたい。これは大臣、どうです。

○国務大臣(町村金五君) 身障者の選挙権の行使を確保するということは、これはもう当然のことでございます。ただ御承知のように、身障者の在宅投票制度というものはいまから二十余年前に実行に移されたのでございまして、そのときにたいへんな実害が出たというふうな経緯もあって、これを廃止したというふうないきさつのあることは岩間議員も十分御承知のところでございます。したがって、これを復活をいたすという場合におきましては、同じようなことがまた繰り返されてしまうというふうなことがあってならぬことは申し上げるまでもございません。

したがって、このたび私どもはいろいろな角度から検討をいたしておるのでございますが、先ほどもお答えを申し上げましたように、やはり選挙の公正が確保されるという点について、第三者がごらんになってみて大体間違いがないというところに、まずこの制度の復活を認めていくというところにすべきでございます。身障者の選挙権の確保をするんだからといって、また不用意に選挙の公正の確保を得られるという見通し、自信を持たないままにやるといわけにはまいらないのでございますから、やっぱりその辺は見通しのついたというものが、多くの方がごらんになってみても客観的に大体見通しのつき得るもの、この際とはどめておくということが、どうも私はやむを得ないのではないかと、そういう大体考え方で法案の作成に鋭意努力をいたしておるというのがいまの段階でございます。

○岩間正男君 これは見通しはございますか。この国会中に出される、そうして十分に両院の審議が間に合う、そういう見通しはございますか。

○国務大臣(町村金五君) だいたい作業が進んでおりますので、できるならばきわめて近い機会に提案の運びに持ってまいりたいと、こう考えておるところでございます。

○岩間正男君 私は繰り返して申し上げたい。この身障者の要求というのは非常に強いものがあるわけですが、これは大臣も御存じだと思えます。現にこの問題については訴訟がなされているんですからね。当然これは身障者の基本的な権利として、このような選挙権の行使、これを要求したいと。

ことに最近生活がたいへんなところに追い込まれているわけでしょう。老人の場合もそうですけれども、とにかくインフレ、狂乱物価、そういう中でどんどん貨幣の価値が低落をする。そうすると、きのうまで立っていた生活の基盤というやつはもうぐらぐらしているわけですね。ことに老人あるいは身障者の場合というのは、まだ社会保障が十分でございません。非常に不十分なんです。

いままですって不十分だった。それを耐えに耐えてきている。したがって要求は非常に激しいものがあるわけですね。そこへもってきて今度のものすごい経済変動でございますから、お先まっ暗になつていらっしゃる。そうすれば、これを政治的に当然自分の要求としてはつきり打ち出していく。それには自分の選挙権の問題、主権者として持っているところの基本的なこの権利をあくまで尊重してほしいという要望というものは、これはちょっと普通の健康体の人が考えているのとは違う、そういうものを持っているだろう。これは十分理解されていると思うのです。その立場に立つてこの問題をほんとうに貫くという態度でなければ私はだめだと思ふのです。いままで長い間これははうってこられたわけでありまして、でも、できないんだ、できないんだ、できれば非常にむづかしいんだ、やれないんだ、やれないんだということではこれはやらなかったということでは話が済まない。

そこで、いま成案を得て出されると、こういうことでございますから、むろんわれわれは検討するのでありますけれども、いまのような基本的な要求というものを満たす、そういう一体成案を得ることができるとは、大体骨格でもこれは話してはいいのですが、どうなんですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 先ほどからお話がございますように、選挙権がありながら実際に投票権を行使できないといった方があるわけでございます。これは何とかしなければならぬということとはもう仰せのとおりでございます。私もその点については過去何年かいろいろ議論がございました。そういう点では、ほううっておたわけではございませんで、いろいろ研究を進めてきたわけでございます。

しかしながら、ただいま大臣からも申し上げましたように、選挙の公正確保ということが非常に重大な問題である、二十六年の統一地方選挙のとき、例に照らしてもいろいろ問題がございますから、そういう点を考慮をしていかなければなら

ないということ、私どもとしては従来の経緯にかんがみまして、一つにはその範囲というものの、あるいはまたそういう在宅投票のできる該当者の認定というものを、認定という点でいかに公正を確保するか、そういう点が第一点と、もう一つは投票をする際の公正確保と申しますか、そういう二点についていろいろ考えたわけでございます。

そういう点では、従来考えておりましたような一時疾病といったような者まで含めた広い範囲というものは、なかなかうまくいかないであろうというふうなことで、特に身体に重度の障害を有する者、そういう方々についてまず現実なところから進んでいきたい。そういう方々でございまして、一応対象者の認定につきましても、公正な基準によりまして、たとえば身体障害者手帳というものがございまして、公正な基準によって認定をされ、一定の方法で公認、公証されるということになるわけでございます。それから、身体障害者福祉法第四条の「身体障害者」とか、あるいは戦傷病者特別援護法第二条第一項による「戦傷病者」といったような方々を対象にするということが、一つの公正を確保するゆえんではなからうかというふうなところから進んでいきたいという気持ちがございます。

それからもう一つは、従来の失敗は、これは代理人が請求し、代理人が交付をするといったようなことがありましたために、いろいろと不正が介在したということもございまして、そういう代理投票といったようなこと等はもう考えないというふうなことにいたしました。そしてまた、先ほども質問があったわけでございますけれども、巡回投票といったようなこともこれも一つの現実な方法でございますが、これはどうも私どもとしては非常に問題があつて、にわかには踏み切れないというところでございまして、一応郵便投票制度で、いろいろと公正を確保するための宣誓方式とか、あるいは本人の自書方式、いろいろ取り入れまして、また、これを担保するための罰則の規

定等も整備をいたしまして法案の作成をしていったらどうであろうかと、そういうふうに現在考えておるところでございます。

○岩間正男君 これは先ほど議論を聞いていますという、今度の参議院選挙、これには間に合わないのだという話ですけれども、そういうことなんでしょうか。間に合わないというのは、かりにこの法案が通つたとしても、それに対するいろいろな人員配置とかその他の態勢がとれない、そういうことで間に合わないということなんですか。どういうことなんですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 今回法案を出しまして、成立をするにいたしましたけれどもかなり会期末になることが予想されるわけでございますが、たとえば、ただいま申し上げましたような身体障害者等につきましては、これは身体障害者手帳を持つておることによって、それによって実際の該当者を認定していきたいというふうなことを考えておるわけでございますが、現在、厚生省あたりの話によりますと、身体障害者手帳を持つておる者が五八%程度であるというふうなことでございまして、身体障害者手帳によつて、たとえば下肢、体幹の二級に該当するということが判定できるわけでございますけれども、せっかくそういうものに該当しながらも、身体障害者手帳を持っていないというためにまた選挙権が行使できないということが、かなりのものが予想されるわけでございます。

したがって、私どもとしてもこの法律を実施するにあたりましては、やはりそういう資格を持つておる人、そういう方には十分周知徹底をして第一回から参加をしていただきたいと、かように考えておるわけでございます。そういう手帳の未所持者でもらえる方、そういう方にPRをする期間というものはかなりやっぱり日数がかかるであろうというふうな気がいたします。また先ほどちょっと簡単に言い過ぎてしまいましたけれども、私どもは一応投票用紙の請求を本人が直接いたします際は、前もってそういう

在宅投票ができる者に該当するという証明書を渡して、これはある程度の有効期間を認めるというかつこうでやったらいいと思いますが、そういった証明の手續等にも時間がかかるわけでございます。そのほか選挙も、参議院選を控えて、法案が通つてからのいろいろな準備というようにもございまして。

そういうことをあれこれ考えますと、どうも、いつになるかわかりませんが次回参議院の通常選挙には十分間に合ひかねるのではなからうかと、そういうふうに判断をいたしておるわけでございます。

○岩間正男君 法案が出ないから具体的な論議はできないわけですが、基本的には、そういう要求があつたのでその要求の一部を何とか取り上げて、これで果たすんだと、そういう態度だけでは不十分だと思ふんですね。冒頭に申し上げましたように、あくまでこれは憲法に保障された主権の発動ですから。そういう点ではもっとも尊重されなくちゃならない。そういう点を踏まえて、はつきりやはり今後この問題に対処する、そういうことを確認してよろしうございませうか。

○国務大臣(町村金五君) もちろん、そういうような立場、角度に立つてこの問題を積極的に取り上げようというところで、いま検討を急ぎつつあるという次第でございます。

○岩間正男君 なおこの問題について、このような該当者から意見を聞く機会をいままであるいは持たれたかもしれませんが、これはほんとうにいろいろな控訴もされて法廷で争われてゐる問題でもあるのですけれども、こういう問題をもっとも率直に取り入れるという基本的態度、そういうものを確立すべきだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 仰せのとおりであらうかと存じます。私どもも基本的にはそういうことを頭に置いてやっているわけでございますけれども、具体的な選挙制度として、それをもとに選挙を執行するということを頭に浮かべながら私ども

としてはまた制度もつくつていかなければならないということでございますので、やはり選挙権の行使と選挙の公正との関係、あるいは秘密保持との関係といったようなことをいろいろ踏まえて考えていかなければならない。そういうことで、基本は同じでございますが、具体的な制度化するにあたっては慎重に検討してきたというようなことでございまして。

○岩間正男君 公正の原則というのを先ほどから繰り返されているわけですね。そういう中で、定数は正の問題なんか一つ大きな課題として出されている。これはいままでの経過から言つて、先ほどの御答弁では納得いかぬです。この問題がいかに国民の大きな問題になり、現実的にはこれは提訴されている問題です。そして選挙をするたびにこの問題は繰り返されている。こんなひどいやり方は、これは許されなければならぬ。だから、この問題には対処しなければならぬ。少なくともこれは本気になってやらなければならぬ問題だと思ひます。

もう一つの問題、選挙技術上の問題ですけれども、私は具体的に一つお聞きしたい問題がある。それは、今度参議院選挙が六月に行なわれる可能性が十分にあるわけですね。大体予定は六月になると思ひます。そういう中で、たとえば最も極端な例は全国の区の場合ですが、全国の区の場合に届け出をするわけですね。届け出して、これは東京で、中央選挙でいろいろな選挙に必要なものをもろうわけですね。そういう場合に、標旗がなければ

そうすると、東京だけでこれは受け付けているわけですから、そこで、何人になりますか、いままでの例ですと百五十人とか、多くの全国の候補が参集するわけですね。それをまず第一に抽せんをやるわけですね。抽せんであつた人になった人というのは、これはぜひいふおくれるわけですね。

それからもう一つは、全国の区でどこで始めるかというのはその人の選挙活動の自由なわけでありまして。どこでやるか、これは差しつかえない。

ところが、たとえば東京でこのような標旗を受けた。しかし青森の津軽半島でやるかもしれない。こゝまで行くと、飛行機でかりに飛んだとしても五時間、六時間かかるわけですね。その間何をやっているかという、これはやれないんです。私はこの前京都でやりましたが、京都で標旗のくるのを夕方まで待っていた。ほかはやれるわけだが、これはやれない。こういう事態が起こつてくるわけですね。

そうすると、これは選挙の公正という立場からどういうことになるんですか。もういまはコンピュータの時代なんです。そして抽せんやり方で一方で非常にそこでアンバランスがあり、さらに今度は標旗の配付の問題で非常にアンバランスが出てくる。限られた二十数日の選挙期間の中で一日を空費するかどうかというところは非常に大きな、公正の原則から私は通らないと思ひます。

したがってこれを何とか、事前に選挙の話し合ひをすることがありますね。それと同じような方法を考えるか何かして、前にちゃんと配つて渡ししておく。しかし使用は何月何日の何時からとはつきり明記しておく。それ以前にむろん使用することはないでしょう。したとすれば、これは罰則の適用もあるわけですね。ちゃんと選挙の申し入れをした、はつきりそれを選挙のほうで受理をした、そういうことが明らかにになれば電話一本でも活動ができるような、そういう体制を少なくとも近代選挙の中ではもう考える必要があるのじゃないか。公正公正と口で言っているけれども、一日のロスというのは非常に大きい。ほんとうに候補者の権利というのは保障されていないことになるんです。少なくともこういう問題について、私は現状に即応した検討をしていかなければいかんというふうに思ふ。同じ県内にあつてもそうですよ。非常に僻遠の地だと、地方区の場合県庁で受け取つても、実際標旗が末端に渡るには五時間、六時間かかるというところは日本の中にあるわけですね。

島だつてあるわけですね。こういうところを事前にちゃんと間に合うように配付しておいて、使うのを平等に同時にやつていくという考慮は、少なくとも公正の原則を口にするなら私はやるべきじゃないかと思ひます。これについて十分検討する必要があると思ひますので、いかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) いまお尋ねの件につきましては、全国の候補者に対しては、御承知のように街頭演説用の標旗というものが一人十五個渡されるわけでございます。しかし実際に渡すのは、ただいまお話がございましたように中央選挙管理委員会受付け付付をして、その場で全部をお渡しするという仕組みになってゐるわけでございます。したがって、東京から非常に遠距離の地域でございますので、街頭演説を行なうというところがおかれますので、おっしゃる通り、受け付けが抽せんその他でかなり最初の人と最後の人の時間がかかるということも、これはそれぞれみんな早く受け付けをしてもらいたいという御希望の方の中を区分けしていくわけでございます。それから、これもやむを得ないことだと思ひます。ただ結果的に、ただいま仰せになりましたような事態が起こることとは確かに問題があるという気もするわけでございます。

それはそれといたしまして、ただ選挙管理の事務的な面を言わしていただきますと、それじゃ事前に、立候補を予定される方にお渡しをしておくというようにすることができるとかどうかというのの一つのお尋ねでございますが、具体的に立候補の届け出があつて、候補者になった、立候補されたこととしまして、いろいろ問題も生じてくるということも私どもとしては心配をするわけでございます。ただ予想がされるというだけでは、どうも渡しにくいというように感じもいたします。それについては、たとえば受け付けをしてすぐその遠隔の地に連絡ができないのかといったようなお話もございましたが、これもなかなか、一体どこからその候補者が始めていられるのか、これもま

ちまちまよくわからないといったような面もございます。何か便法を考へるといたしまして、すべての候補者を同等に扱ふといったようなことも考へていかなければなりませんし、いろいろ問題はあるかと思ふのでございます。

しかしながら、いまおっしゃいましたように、東京でだけ渡すという事態によつて、すぐ活動にかかれぬというようなことは一つの問題点であるかと思ふので、何か便法があるのか、私もただいまにわかにお答えはできませんけれども、十分検討させていただきます。どういった方法があるのか、ちょっとにわかには思いつかないわけでございますが、検討させていただきます。

○岩間正男君 検討するという点では、これは自治大臣も同意されますか。

○国務大臣(町村金五君) 私も同意いたします。

○岩間正男君 時間がありませんから、二、三の問題を法案に關してお聞きしたいと思ひますが、先ほどから超過負担の問題が問題になっているんですね。これはもう超過負担は必ずあるわけですね。これは、あるということがはっきりした場合どうするんです。補償するのですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 選挙が済んだあとでいろいろ調査をいたしまして、私どもとしてはほんとうの意味での超過負担であるのかどうかというところについては、實際を十分詰めてみないと申し上げられないわけでございますけれども、ある程度何がしかの超過負担がかりにあったとしたとしても、それは一つの、選挙は済んだあとでございますので、私どもとしては総体の費用の中でそれは処理をされたというふうに考へざるを得ないわけでございます。

○岩間正男君 いや、いままでのやつですよ。今度のこの法案改正によりまして、それからをあなたはいま答弁されたわけですが、いままで相当これはたまつておるのじゃないですか。三年間にこれは改正するわけでしょう。その間にしかし衆議院の選挙は二回ぐらいやられてゐるんですね。それから参議院の選挙も一回やられてゐる。そういう

うときに超過負担がなかったのかどうか、これを調べてみて、これはやっぱり赤字になって残つてゐるんです。地方財政を苦しめてゐるんです。超過負担の一つの原因になっているわけですね。こういうものがあつた場合にどうするか。これを解決しないで、今度法案を出されて、今後の問題はこれでやりましようということなんです。これじゃ少し酷だと思ふんですね。地方財政にとつて、どうですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 三年前の参議院選挙の前にも実は實際に即した改正をやつたわけでございます。この基準法に基づきます交付額というもの、これは全体の中で彼此流用しながら、實際に應じてお互いにカバーしながら全体には間に合ふといつたような仕組みになっておるわけでございます。その際にも十分通常選挙には間に合ふといふ形で法改正をしたつもりでございます。そのあとの衆議院選挙等につきましては、それはある程度基準ができてからの時間もたつておりました。必ずしも十分でないというようにもございまして、その際は調整費等によりましてその實際に合うように調整をしてきておりまして、私どもとしては基本的には超過負担はない形でできておるといふように考へております。そして今回、前回の改正から三年たちまして、いろいろ給与水準が上がつたとか、それから物価が高騰したとかそういうようなこともございまして、ので、實際に合うように改正をしようというわけでございます。今回の改正によつて私どもとしては全体としては十分執行ができるものだという自信のもとに、改正案をお願いをしておるというわけでございます。

○岩間正男君 四十七年の十二月のやつは調査してゐますか、調査中なんです。そうして具体的にそういう数字が出てゐるんですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 四十七年の衆議院の総選挙のあと、私どもとしても、先ほどもお答えいたしたわけでございますけれども、全国について全部実態を詰めるということとはなかなかむづか

しゅうございますので、一応四十二の都道府県と、それから指定都市二、それから府が三、市が八、町村が四十七、こういうところにつきまして実態調査をいたしたわけでございます。そして向こうが決算的に出した数字というものが、中身を十分詰めてみるとどうもやっぱり必ずしも超過負担と言へないものもあるのじゃないかというやうなことで十分相談をしまして、そういうやり方で調査をしたわけでございますが、その結果は、ほとんどのところはそう大きな超過負担といつたようなものは出してないわけでございます。大体これは交付額でやれたなと私どもは考へておるわけでございますが、ただ若干は超過負担といひますか、交付額とそれから實際の決算とが違つておる点もございまして。しかしそういうものもしさいに点検すれば、これは当該団体がともと負担すべき備品購入費とか電話料等が入つておつたとかといふようなこともございまして、その大きく実態調査をしたところでは私は問題があつたとは思つてないわけでございます。

しかしながら、特に問題になっておりますのは大都市、特に東京あたりを調べてみますと、かなり決算額と交付額との間に差がやっぱり出ておるやうでございます。これはよく見ますと、超過勤務手当が非常に多額になっておるといふたようなことがございまして、ポスター掲示場費等の増高といふたようなこともございまして。しかしながら、私どもとしてもいろいろ聞いた限りにおいては、全部が全部とも超過負担というわけにはまいらないといふたような感じのするものもあるわけでございます。もちろんそういう区において、これが全部とは申しませんといふようなことも言つておられます。しかしながら大都市においては、やはり地方の町村あたりとは違つて、いろいろ給与も高いといふたようなこともあつて問題があるといふこともございまして、私どもその点については十分実態調査を今後いたしまして、話し合ひも詰めて、なお合理化するものは十分合理化をしていただきまして、この程度ならや

れるとか、やっぱりこういつた基準ではこれはむづかしいのだといふことを十分解明してみたいと、そういうふうに考へておるわけでございます。

○岩間正男君 まだこれは検討中ということですね。結論が出ていない。ここにもいろいろ基準は大まかにとつてあるわけですが、實際はだいぶ違ふんですからね。それでこれは異議のあるところについては十分検討してみることがあると思ふ。そういう上立つて実費を補償できるような体制をとるべきだと思ひます。

それから三年に一回の改定ということですが、これも、こんな経済変動の中で三年に一回の改定といふことで、これは實際に合ひますか。どうですか。

○政府委員(土屋佳昭君) ただいまも若干触れたわけでございますが、三年の間に衆議院選挙あたりはいつあるかわからないといふこともございまして、そういう場合はそのつど調整費で調整をするといふた便法も講じておるわけでございます。が、先ほどから話がございまして、物価等が非常に変動が激しいといふたような場合に、常にいままでのような方法で三年に一回といふことがいかにどうかは、これはやっぱり問題があると思ひます。といつて、すぐ今後はそういたしますというわけにもまいりませんが、そういうたつ物価の推移等を十分見きわめた上で、必要があると考へられます場合は別に三年にこだわる必要はない、私どもとしても實際に合うような検討をした、かように考へております。

○岩間正男君 その点は確認しておきます。スライド制なんかも考へられることですからね。これは三年ごとといへば参議院の場合はたいいて改定時期に入るわけですが、衆議院の場合はわかりませんからね。これについてやっぱり地方財政を圧迫しないように、そういう方法というものは何か考へていく必要がある。それから最後に聞きますが、今度一部の私たちの考への中に選挙中の政党機関紙配布を制限

しようとする、こういう動きがあるやに聞いているのです。しかし、選挙はもと各政党の政策見解などを広く有権者の前に明らかにし、その信を問うもの、そういうことで最も基本的な問題です。この前はちょうど四年前になりますけれども、四年前の京都の知事選挙のときに、選挙の自由、宣伝の自由というものをこれは相当大幅に進めたわけですね。ところがその結果、もう一年足らず、もう半年にしてこの選挙法をまた再びもとに戻すという形で現在もこれは行なわれていくわけです。そのときは非常に激しい論議を当委員会でも呼んだわけです。そうですね。そういう中で、当然これはこういう選挙の自由について制限選挙の立場から非常に現在の法律が問題になり、そして論議の的になったわけですから、そういう点から考えますと、これは一方でそういうことがいまま言われておりますけれども、選挙の自由の立場から考えたら、こういうことは明らかにこれは違反だと思ふのですけれども、いまそういう問題について自治大臣考えておられますか、どうですか。

○国務大臣(町村金五君) 最近の選挙におきましては、御承知のようにかなり大量な文書の頒布というものが行なわれ、そのために選挙の公正を確保する見地から何らかの規制を加えるべきではないかという御意見もございますし、同時にまた、いま岩間議員が言われましたように、政党等の政治活動はこれはもう当然自由に認めらるべきものだとお考えもあるわけでありまして、結局、選挙における公正の確保という問題と選挙運動の自由化というこの二つの要請をどう調和させるかというきわめて重要なこれは困難な問題だと、こう私どもは考えておるのであります。この点は、すでに各党でもいろいろ御検討をいただいておりますけれども承知をいたしておりますが、そういった御意見等も伺いながら、また広く世論の動向というものも見きわめて、どう対処してまいらるべきか、これはわれわれとしては慎重にひとつ検討していきたい、こう考えておるところでございます。

○岩間正男君 現在のところ、このような宣伝物、機関紙の号外のような宣伝物、こういうものを制限するお考えはありますか、ありませんか。

○国務大臣(町村金五君) これはいまもお答えを申し上げたことでございまして、この際、いま申し上げた御意見のあることも私どもも承知をいたしておりますけれども、しかし同時に、いま申し上げた選挙活動の自由というものはあくまでも確保されなければならぬという立場から申しますと、そう軽々にこの問題に私は規制をするというふうなことはいたすべきではない、こう考えておるのであります。やはりこの点は慎重に検討をするというのがいまの私どもの考えでございます。

○岩間正男君 当分のところそういうものを制限する考えはないと、こう受け取ってよろしゅうございいますか。

○国務大臣(町村金五君) これはいまも申し上げましたように慎重に検討しておることでございます。いま申して、いま当分とか当分でないということとは、慎重検討ということの中にひとつ含めて私どもは考えておるといふふうに申し上げる次第でございます。

○岩間正男君 あなた、そんなあいまいな答弁じゃだめなんです。これはいまだにかく考えていないとか、いま考えているとか——考えている、そういう可能性もあり得るといふことですか、先にいって考えるという。検討というのは、そんなのはあやしくしてしやうがないです。

○国務大臣(町村金五君) 先ほども申し上げましたように、こういったいわば人によりましては一種のビラ公害だというところまで言う人さえあるわけでありまして、したがって、そういうものをやっぱり制限すべきだという有力な議論も、選挙の公正を確保するためにやるべきだとい

う意見のあることは事実でございます。したがって私どもは、そういう選挙というものができるだけ公正に行なわれなければならないという角度から申しますと、好ましくないから問題について検討をするというのがこれは当然のことである、こう思っております。いま申し上げた、この際、いま申し上げた御指摘のように、やるかどうかやらないかということを明らかに申し上げる段階ではございませんので、もっぱら慎重に検討していきたい、こう考えておるところであります。

○岩間正男君 この前の経過を先ほど申し上げましたが、私は当時その経過につぶさにタッチしたものです。当委員会でも激しい論議を呼んで、何かこの問題もやっただけです。その改正法そのものは、あくまでも選挙の自由というものは、まあ制限をされながらも、とにかく守るということを基本にするんだと、こういうことなんです。そうしますと、いろいろこれは人によってそういう意見をする人もありますが、しかし、その結果落ちついたのが現在の、私たちは改悪法案と言ったのですが、改悪法が行なわれているんですよ。それをまた改正するといったら、選挙の自由というものは、ほとんどほとんど侵害されて、全く制限選挙になつてしまふんですよ。だから、基本的にはこの選挙法に対する態度は自治大臣として、当然これは主権者の選挙権の保障につながる問題でありますから、はっきりその点は立言されておいてもいいと思うのです。ところが、何だかそのところあいまいなところで、どうも芳しくないんです。が、少なくとも選挙の自由を確保する、それを基本にしていままで経過というものはあるのですから、それを保障すべきだ。どうなんですか。

○国務大臣(町村金五君) もちろん選挙活動の自由というものは、これはあくまでも確保され守られていかなければならぬということは、もう申し上げるまでもございせん。ただ一部には、先ほどもお答えを申し上げましたように、この自由な政治活動の結果が選挙の公正を害するんだというような有力な意見の存在しておることもまた事実でございますので、われわれとしてはその間にありまして、ひとつ十分慎重に検討して措置をしていきたいというのが私どもの現在の考えであります。

○岩間正男君 これは慎重慎重といつて、おたくの慎重はあてにならない。もう少しはっきりさせておく必要がある。慎重慎重といつてどんだんこの前やられたのです。慎重慎重でやられた。この前の法改正だつた。へんだつた。今度は一つのそういう現象が起つたというので、それをさか手にとつて、それでもって選挙の自由そのものを制限するというような方向では正しくないと思う。それは行動ですから、いろいろの問題は起こりましよう。しかし、そういうものを克服していけばいいので、選挙法そのものを改めることによってそういうことをやっていくというのは、これは非常に問題のあるところですから、はっきりしておきます。

○委員長(橋直治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○西村尚治君 私、ただいま可決されました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自民、社会、公明、民社、共産の各党共同提案にかかわる附帯決議案を提出いたします。

附帯決議案を朗読いたします。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、国会議員の選挙等の執行委託費について、地方公共団体の負担の実態を調査し、超過負担をかけることのないよう、さらに執行経費の基準の適正化に努めるとともに調整財源を十分確保して善処すること。
右決議する。

以上でございます。
何とぞ御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(橋直治君) ただいま西村君から提出いたしました附帯決議案を議題として、採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 全会一致と認めます。よって、西村君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、町村自治大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。町村自治大臣。

○国務大臣(町村金五君) ただいま議決をいただきました附帯決議につきましては、御趣旨を体してその実現に努力してまいりたいと存じます。
○委員長(橋直治君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと

存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時八分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、小選挙区制反対に関する請願(第一五七五号)

第一五七五号 昭和四十九年三月八日受理
小選挙区制反対に関する請願

請願者 千葉県柏市高田一、〇一三ノ六
中里須磨外八百七十六名

紹介議員 岩間 正男君

田中内閣 自民党が民主主義の死活にかかわる小選挙区制を完全に断念するよう強く要求する。

理由

田中内閣と自民党は、財界本位の一党独裁の永久化をねらい、小選挙区制を実現しようとする野望を断念していないが、これが実現すれば、自民党は四十パーセントの得票で八十パーセントもの議席を独占し、議会制民主主義が根底から破壊されるばかりでなく、憲法を改悪し、徴兵制度の復活、海外派兵などファシズム的政治、暗黒政治への道を開くことになり、また、物価値上げ、大商社の買い占め、公害野放し、インフレ促進など、国民生活破壊、財界奉仕の自民党政治はいつそう横暴に進められることになる。

三月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月九日)
一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項の表を次のように改める。

区市町村		区		市		町		村	
		平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日
投票区 の選挙 人数	投票日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日
	投票日	又休日	又休日	又休日	又休日	又休日	又休日	又休日	又休日
五百人以上	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
一千人以上	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
二千人以上	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
三千人以上	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
四千人以上	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
五千人以上	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
六千人以上	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
七千人以上	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
八千人以上	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
九千人以上	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
一万人以上	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
一万五千人以上	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
二万人以上	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
二万人以上	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇

第四条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人数	区市町村		区		市		町		村	
	投票日	投票日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日
五百人未満	一九、二六〇円	二六、七六八円	四、六〇〇円	一七、四三三円	三、二五八円	四、五八〇円	九、八八八円	一七、八三三円	二四、九六四円	日又は休
一千人未満	三、三三〇円	四、七五二円	五、七〇〇円	二〇、六九九円	三、七六三円	五、二六三円	三、二九〇円	三、二九〇円	三、二九〇円	日又は休
一千人以上	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	三、三三〇円

第四條第三項中、「一万二千二百二十二円」を「一万六千四百四円」に、「九千七百七十七円」を「一万四千九百四十五円」に、「七千七百七十七円」を「一万二千三百九十二円」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中、「大百円」を「七百五十円」に、「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に、「七百五十円」を「九百四十円」に、「九百円」を「千三百十円」に、「九百七十五円」を「千二百二十四円」に、「千五十円」を「千三百十円」に、「千二百円」を「千五百円」に、「二千二百五十円」を「二千八百十円」に改め、同条第六項中「左の」を「次の」に改め、同項の表を次のように改める。

投票区の選挙人数	区市町村		
	区	市	町 村
五 百 人 未 満		五七五円	三九五円
五百人以上 一千人未満		六六五	四八五
一千人以上 二千人未満		七五五	四八五
二千人以上 三千人未満		八四五	五七五
三千人以上 五千人未満		九三五	六六五
五千人以上 一万人未満		一、一一五	七五五
一万人以上 一万五千人未満		一、三八五	九三五

二千人以上 三千人未満	三、八六〇	五、七九〇	八、一〇〇	三、六五〇	四、〇〇〇	六、三六〇	三、二六〇	三、二九〇	三、二五〇
三千人以上 五千人未満	三、八六〇	五、七九〇	八、一〇〇	三、六五〇	四、〇〇〇	六、三六〇	三、二六〇	三、二九〇	三、二五〇
五千人以上 一万人未満	三、八六〇	五、七九〇	八、一〇〇	三、六五〇	四、〇〇〇	六、三六〇	三、二六〇	三、二九〇	三、二五〇
一万人以上 一万五千人未満	三、八六〇	五、七九〇	八、一〇〇	三、六五〇	四、〇〇〇	六、三六〇	三、二六〇	三、二九〇	三、二五〇
一万五千人以上 二万人未満	三、八六〇	五、七九〇	八、一〇〇	三、六五〇	四、〇〇〇	六、三六〇	三、二六〇	三、二九〇	三、二五〇
二万人以上	三、八六〇	五、七九〇	八、一〇〇	三、六五〇	四、〇〇〇	六、三六〇	三、二六〇	三、二九〇	三、二五〇

第五條第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表を次のように改める。

一万五千人以上 二万人未満	二、〇一五	一、三八五
二 万 人 以 上	二、七三五	一、八三五

第五條第二項中「在る」を「ある」に、「左の」を「次の」に改め、同項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数	区市町村		
	区	市	町 村
一 千 人 未 満	五七、九三三円	五四、六五三円	三九、〇八〇円
二 千 人 未 満	六七、八三一	六三、五三五	四三、五三一
三 千 人 未 満	九六、四〇一	八九、九五七	五九、九五七
四 千 人 未 満	一二〇、三七七	一一、〇〇一	七四、九八四
五 千 人 未 満	一五四、九七三	一四三、〇九九	九五、七五〇
六 千 人 未 満	二〇〇、四九四	一八二、八二三	一一一、〇八六
七 千 人 未 満	二二九、〇一一	二〇七、三四一	一三九、八八八
八 千 人 未 満	二六二、六三五	二三七、〇一七	一五九、一二二
九 千 人 未 満	三三三、六一七	二八八、九八五	一九五、二二七

開票区の選挙人数	区市町村		
	区	市	町 村
一 千 人 未 満	三九、三九〇円	三六、五六〇円	二一、二二七円
二 千 人 未 満	四七、二六八	四三、八七二	二四、二四八
三 千 人 未 満	七〇、九〇二	六五、八〇八	三六、三七二

三万人以上	二二二、七〇六	一九七、四二四	一〇九、一一六
二万五千人以上	一五七、五六〇	一四六、二四〇	八一、八三七
二万人未滿	一八一、一九四	一六八、一七六	九三、九六一
一万五千人未滿	一四五、七四三	一三五、二七二	七五、七七五
一万五千人未滿	一一〇、二九二	一〇二、三六八	五七、五八九
五千人未滿	八六、六五八	八〇、四三二	四五、四六五

開票 区の選 挙人数		開票日		土曜日又は 休日		土曜日又は 休日		土曜日又は 休日	
一 千 人 未 満	二、五〇〇	四、七〇〇	一〇、七〇〇	三、六〇〇	六、二四〇	一八、七五〇	一、八〇〇	二、四〇〇	
二 千 人 未 満	三、九〇〇	四、七三三	二、九〇〇	三、六〇〇	三八、七三三	七、一三六	二、四〇〇	三、一〇〇	
三 千 人 未 満	六、二〇〇	六、二六六	一、九、三〇〇	五、九〇六	一〇、七四四	三、一〇〇	三、一〇〇	四、二五〇	
五 千 人 未 満	二五、四九	七、六、七三	三、六五〇	七〇、七三	一三、三八〇	四〇、二五〇	四〇、二五〇	四〇、二五〇	
一 万 人 未 満	三、四三三	九、七、三八	三〇、一〇〇	九、三八	一六、九四八	五〇、八五五	五〇、八五五	五〇、八五五	
一 万 五 千 人 未 満	四、八八三	二八、六三	三九、七五	二九、三三	三三、三〇〇	六六、八七五	六六、八七五	六六、八七五	
二 万 五 千 人 未 満	四六、三三〇	一三九、〇四〇	四三、〇〇〇	二九、〇四〇	二四、〇八四	七三、三三三	七三、三三三	七三、三三三	
三 万 人 未 満	五三、三四	二五、八九六	四九、四五〇	一四八、三六	二七、六五三	八二、九四五	八二、九四五	八二、九四五	
三 万 人 以 上	六三、五八六	八七、七四	五八、〇五〇	一四一、〇四	三三、二三	九六、三〇〇	九六、三〇〇	九六、三〇〇	

選挙会又は選挙分会 開かれる地	区	市 町 村
衆議院議員選挙会	二八〇、六九四円	二七八、四九六円
参議院地方選出議員選挙会及び参議院 全国選出議員選挙分会	七八九、九〇八	七八五、五二九

選挙会又は選挙分会が 開かれる地	区	市	町	村
選挙会又は選挙分会	二一七、一五六円	二一七、二〇八円		
衆議院議員選挙会				

二八一、八八四

開催の時 午前八時三十分から午後五時 午後五時から午前八時三十分までをいう	区市町村	
	区	
	昼間	夜間
	午前八時三十分から午後五時	午後五時から午前八時三十分までをいう
開催の時 午前八時三十分から午後五時 午後五時から午前八時三十分までをいう	市	町
	昼間	夜間
	午前八時三十分から午後五時	午後五時から午前八時三十分までをいう
	午前八時三十分から午後五時	午後五時から午前八時三十分までをいう

第九條第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおりに」に改め、同項の表を次のように改める。

六五〇〇

[illegible]

第九條第二項中在る「を」を「ある」に、「三千二十九円」を「四千三百四十四円」に、「二千六百三十九円」を「四千三十二円」に、「二千九十九円」を「三千三百四十四円」に改め、同條第七項中「二百四十円」を「三百円」に、「但し」を「ただし」に、「三百円」を「三百八十円」に、「三百六十円」を「四百五十円」に、「三百九十円」を「四百九十円」に、「四百二十円」を「五百三十円」に、「四百八十円」を「六百円」に、「七百二十円」を「九百円」に改める。

第十條第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表を次のように改める。

第十条第二項中「八千七十六円」を「一万一千五百八十四円」に、「七千三十六円」を「一万七百五十二円」に、「五千五百九十六円」を「八千九百十六円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十三条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に、「但し」を「ただし」に改め、同項各号を次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	選挙人の数				
	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上一百二十五万人未満	一百二十五万人以上二百二十五万人未満	二百二十五万人以上
選挙	五、三三、三八円	六、五三、三三円	七、五三、三三円	八、五三、三三円	九、五三、三三円
衆議院議員選挙	五、三三、三八円	六、五三、三三円	七、五三、三三円	八、五三、三三円	九、五三、三三円
参議院議員選挙	五、三三、三八円	六、五三、三三円	七、五三、三三円	八、五三、三三円	九、五三、三三円
選挙	五、三三、三八円	六、五三、三三円	七、五三、三三円	八、五三、三三円	九、五三、三三円
衆議院議員選挙	五、三三、三八円	六、五三、三三円	七、五三、三三円	八、五三、三三円	九、五三、三三円
参議院議員選挙	五、三三、三八円	六、五三、三三円	七、五三、三三円	八、五三、三三円	九、五三、三三円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙	一、〇八八、五八六円
参議院議員選挙	一、一三三、七四六円
衆議院議員選挙	五九四、八九二円
参議院議員選挙	六二二、四七二円
衆議院議員選挙	二、六二五、二八三円
参議院議員選挙	二、六九四、七八三円

五 区

選挙	五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	一、五九三、八八七円	一、九六六、三八七円	二、四四六、八八七円	三、〇四五、七八七円
参議院議員選挙	一、六三三、五八七円	二、〇〇八、〇八七円	二、四八八、五八七円	三、〇八七、四八七円

六 市

選挙	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	二、〇〇八円	九、六、四四六円	一、三三、三三円	二、一七五、七八円	二、七五、三三円
参議院議員選挙	七、五三、三三円	一、〇九、〇三三円	一、五三、三三円	二、一七五、七八円	二、七五、三三円

七 町村

選挙	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
衆議院議員選挙	六、五三、三三円	七、五三、三三円	八、五三、三三円	九、五三、三三円	一〇、五三、三三円	一一、五三、三三円	一二、五三、三三円
参議院議員選挙	六、五三、三三円	七、五三、三三円	八、五三、三三円	九、五三、三三円	一〇、五三、三三円	一一、五三、三三円	一二、五三、三三円

第十三条第二項中「在る」を「ある」に、「左の」を「次の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 都道府県

選挙	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上一百二十五万人未満	一百二十五万人以上二百二十五万人未満	二百二十五万人以上
衆議院議員選挙	二、〇三三、七四六円	二、六二五、二八三円	三、二一七、八二〇円	三、八〇九、三五七円	四、四〇一、八九四円
参議院議員選挙	二、〇三三、七四六円	二、六二五、二八三円	三、二一七、八二〇円	三、八〇九、三五七円	四、四〇一、八九四円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

選挙	五十万人未満	五十万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	二、〇三三、七四六円	二、六二五、二八三円	三、二一七、八二〇円	四、四〇一、八九四円
参議院議員選挙	二、〇三三、七四六円	二、六二五、二八三円	三、二一七、八二〇円	四、四〇一、八九四円

三 認定出先機関

衆議院議員選挙	九〇三、〇八五円
参議院議員選挙	九三三、二四五円

衆議院議員選挙	四六一、七九八円
参議院議員選挙	四七九、三七八円
四 大都市	
衆議院議員選挙	二、〇四四、二三〇円
参議院議員選挙	二、一一三、七三〇円
五 区	
衆議院議員選挙	九一八、八三四円
参議院議員選挙	九六〇、五三四円
六 市	

選挙人 の数の	三万人未満	三万人以上 五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満	十五万人以上
選挙 衆議院議員選	四三、九五 円	四六三、九四五 円	六八六、〇九九 円	九三四、五五五 円	九九一、九七五 円
参議院議員選	四四四、四八〇	四八六、五二〇	七二一、〇四四	九七六、四八〇	一、〇三七、二二〇

選挙人 の数	一人未満	一人以上 二人未満	二人以上 三人未満	三人以上 五人未満	五人以上 一万人未満	一万人以上 二万人未満	二万人以上
選挙 衆議院議員 選挙	四九、六六 円	四九、六六 円	八四、二五〇 円	一四五、一四二 円	三三七、〇七四 円	二七七、〇〇〇 円	三六、九三二 円
参議院議員 選挙	五三、六〇	五三、六〇	八九、五九八	一五三、一六四	二四〇、四四四	二九三、〇四四	三四五、六四四

第十三条第三項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同項各号を次のように改める

二	都道府県の支庁又は地方事務所	九三、七六〇円
三	認定出先機関	四六、八八〇円
四	大都市	二五四、八七〇円
五	区	六九、五一〇円
六	市	

選挙人の数	三万人未満	三万人以上 五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満	十五万人以上
金額	一一、九〇三円	一一、五〇五円	三八、七〇九円	五五、九一三円	六〇、二一四円

選挙人の数	一千人未満	一千人以上 二千人未満	二千人以上 三千人未満	三千人以上 五千人未満	五千人以上 一万人未満	一万人以上 二万人未満	二万人以上
金額	1円	1円	1円	三、五六六円	三、五六六円	七、一三二円	一〇、六九八円

第十三条第四項中「七千二百円」を「九千円」に、「三千六百元」を「四千五百円」に、「但し」を「ただし」に、「在る」を「ある」に、「左の」を「次の」に改め、同項の表を次のように改める。

第十三条の二第一項中「百五十六円」を「二百六円」に改める。

第十四条第一項中「二千五百円」を「三千四百円」に、「二千円」を「二千七百円」に改める。

第十七条第二項中「三十二万三千百五十二円」を「四十三万一千九百七十一円」に、「三十二万六千九

自四十三円」を「四十三万四千四百四十七円」に改め、同条第三項中「一八八、六〇七」を「二八一、七六三」

「二四、六九三を二七、三四二に、二八四、五九三を二八一、八八四に、二二、

二五二を「一七一、四一六」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際既にその期日を公示し又は告示してある国会議員の選挙等については、なお従前の例による。

四月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆)

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条(不在者投票)」を「第四十九条(不在者投票)」に、「罰則(第二百二十一条—第二百五十五条)」を「罰則(第二百二十一条—第二百五十五条)」に、「第二百二十五条(不在者投票の場合の罰則の適用)」を「第二百二十五条(不在者投票の場合の罰則の適用)」に改める。

第四十九条(不在者投票) 第四十九条(不在者投票)を「罰則(第二百二十一条—第二百五十五条)」に、「第二百二十五条(不在者投票の場合の罰則の適用)」を「第二百二十五条(不在者投票の場合の罰則の適用)」に改める。

第四十六条の二第二項中「及び第四十九条(不在者投票)」を「第四十九条(不在者投票)及び第四十九条の二(巡回投票)」に改める。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(巡回投票)

第四十九条の二 選挙人のうち次の各号の一に該当する事由により選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができない者で当該事由により前条の規定による投票をすることができないものの投票については、第四十二号(選挙人名簿の登録と投票)第一項ただし書、第四十四条(投票所における投票)、第四十五条(投票用紙の交付及び様式)、第四十六条第一項(投票

昭和四十九年五月四日印刷

昭和四十九年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A

票の記載事項及び投函、第四十八条(代理投票)及び第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)の規定にかかわらず、その現在する場所において、巡回投票管理者及び巡回投票立会人の面前で行わねることができ、

- 一 下肢又は体幹の機能の障害の程度が政令で定める程度以上であること。
- 二 疾病、負傷、妊娠若しくは出産、老衰又は身体の障害(前号に該当するものを除く。)のため歩行が著しく困難であること。

2 前項の規定による投票(以下「巡回投票」という。)をしようとする選挙人は、政令で定める期日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便をもつて、同項の規定に該当する旨を証明して、その請求をしなければならぬ。

3 前項の規定による請求に基づく選挙人の現在する場所への巡回投票管理者及び巡回投票立会人の巡回は、同一の選挙人について一回に限るものとする。同一の日に二以上の選挙が行われる場合においても、同様とする。

4 巡回投票管理者及び巡回投票立会人がその責に帰することができない事由によつて、第二項の規定による請求をした選挙人の当該請求に係る現在する場所において当該選挙人に面接することができない場合には、巡回投票管理者は、巡回投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人が当該請求をその時において取り下げたものとみなすことができる。

5 第五十九条(投票所の秩序保持のための処分)の請求及び第六十条(投票所における秩序保持)の規定は、巡回投票について準用する。この場合において、「投票管理者」とあるのは、「巡回投票管理者」と読み替へるものとする。

6 前五項に定めるもののほか、巡回投票管理者及び巡回投票立会人の選任、第二項の証明、巡回投票の方法、投票に要する時間の制限、代理投票その他巡回投票に関し必要な事項は、政令で定める。

投票その他巡回投票に関し必要な事項は、政令で定める。

第百三十五条第二項中「不在者投票管理者」の下に「又は巡回投票管理者」を、「不在者投票」の下に「又は巡回投票」を加える。

第十六章中第二百五十五条の次に次の一条を加える。

(巡回投票の場合の罰則の適用)

第二百五十五条の二 巡回投票については、巡回投票管理者はこれを投票管理者、その投票を記載すべき選挙人の現在する場所をこれを投票所、巡回投票立会人はこれを投票立会人、選挙人が指示する候補者一人の氏名を記載すべきものと定められた者はこれを第四十八条(代理投票)第二項の規定により候補者の氏名を記載すべきものと定められた者とみなして、本章の規定を適用する。

第二百六十三条第一号中「その封筒」の下に「巡回投票に関する巡回投票証明書及びその封筒」を加え、同条第四号中「第四十九条の規定による投票」の下に「又は第四十九条の二第一項(巡回投票)の規定による投票」を、「不在者投票管理者」の下に「又は巡回投票管理者」を加え、「その」を「それらの」に改め、同条第五号中「投票管理者」の下に「巡回投票管理者」を、「投票立会人」の下に「巡回投票立会人」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

3 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「及び第二百五十五条」を、「第二百五十五条及び第二百五十五条の二」に改め、同条の表中「第二百五十五条」を「第二百五十五条の二」に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

4 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「左の」を「次の」に改め、同条に次の一号を加える。

十二 巡回投票経費

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(巡回投票経費)

第十三条の三 公職選挙法第四十九条の二第二項に規定する巡回投票に要する経費の額は、巡回投票をした選挙人一人について二千元を超えない範囲内において政令で定める額とする。

第十六条及び第十七条第一項中「第十三条の二第一項」の下に「及び第十三条の三」を加える。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二十四億円の見込みである。